

施策別の振り返りと検討の方向性

【詳細版】

- ① 政策3 「生活安全分野」
～安心・安全な暮らしのできるまち～
- ② 政策4 「環境分野」
～自然環境と調和した暮らしのできるまち～
- ③ 政策5 「都市整備分野」
～機能的な都市基盤が整い、発展していくまち～

施策3—① 災害、緊急事態に備えたまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
災害、緊急事態に備えたまち	災害の面で安全に暮らせるとする市民の割合	%	59.6	39.6	72.5	低	【総務部政策管理室】 ●防災ガイドブックの全戸配布や地域防災組織の設立支援などを行い、世帯・地域に対する防災啓発を進めてまいりました。 ●河川氾濫や高潮といった自然災害防止に対する事業(工事)に取り組むほか、平成26年度には「山口市総合浸水対策計画」を新たに策定し、地域ごとの対策事業を順次進めています。 ●山口地域、小郡地域に防災行政無線を設置し、情報伝達手段の拡充を図りました。	【総務部政策管理室】 ●「東日本大震災」や「平成25年7月28日の鳥根県と山口県の大雨」、また最近では「平成27年熊本地震」など、想定外と言われる災害発生が全国で頻発しており、安全と判断される市民が少ない傾向にあると考えられます。 ●各担当課において各種防災・減災事業に取り組んでおりますが、市域が広大であり、単年度の事業量(工事量)も限られていることから、目標達成への抜本的な解決には至っていないことが考えられます。	【総務部政策管理室】 ●引き続き、計画的な防災・減災事業に取り組むとともに、各世帯・地域への防災啓発活動を進めていく必要があります。 ●避難所の充足率(収容人数)が目標値に達しておらず横ばいの状況にあります。市の施設だけでは限りがあることから、民間施設等の避難所指定も含めて充足率拡充を検討し、「安全に暮らせるとする市民の割合」向上に努めていく必要があります。
	被災者数	人	0	0	0	高			
	浸水家屋数	棟	0	0	0	高			
1 防災意識の向上	災害への備えをしている市民の割合	%	16.4	20.3	30.0	低	【防災危機管理課】 ●山口市防災ガイドブックを作成、全戸配布するとともに、地域へ外向くお気軽講座等、市報や市ウェブサイト、地域交流センターの広報紙、地域情報誌への記事掲載、地域で開催されるまつりや防災フェア等の機会を利用し、危険箇所や避難所の周知、災害に備えるための意識啓発等を行いました。 ●災害時に備えた防災メールへの登録についても、上記同様、様々な機会を通じて登録を促しました。	【防災危機管理課】 ●東日本大震災や平成25年7月の豪雨災害等から年数が経過し、非常時に備えた避難準備品等の必要性に対する意識が薄れてきていることが要因の一つと考えられます。 ●本市においては、幸にも死者を伴う大災害が近年ないため、基本的には自分たちで有事に備えなければならないという自助・共助の意識が、被災地に比べると高くないものと思われる。	【防災危機管理課】 ●災害はいつ発生するかわからないため、何度も繰り返し啓発が必要があると思われすが、地域からのお気軽講座等のニーズに対し、職員体制等の課題もあり、細かく対応することが非常に難しいにあります。 ●職員による対応が厳しい場合は外部委託も可能ですが、講座等を求める地域は多く、委託を行う場合には多額の経費が必要と思われます。 ●スマートフォン使用者はメールの使用頻度が低いと思われることから、SNSなどの活用を研究していく必要があります。
	(上記指標のうち) 緊急時の避難場所を知っている市民の割合	%	40.7	62.4	70.0	高			
	災害時にどのような行動をしたらよいか認識している市民の割合	%	22.1	34.1	40.0	中			
2 地域防災力の向上	自主防災組織率	%	0.1	45.0	30.0	高	【防災危機管理課】 ●自主防災組織設立や設立後の支援として、補助を行いました。 ●設立に当たっての助言や設立後の組織運営等の支援を行いました。 ●お気軽講座等の実施による継続した防災意識の啓発やNPO法人を活用し、地域への支援を行いました。 ●毎年一地域を選定し、地域や学校等、地域全体を対象とした防災実働訓練を実施しました。 ●地域ごとに実施される防災活動等に対する支援を行いました。	【防災危機管理課】 ●お気軽講座による啓発や、補助制度の利用により、組織率は向上しています。 ●訓練への参加については、指標としての数値は概ね達成しているものの、参加者が役員等に偏りがちであると思われ、有事に備え、地域における役職等や世代を問わず、多くの市民の参加が必要と思われます。	【防災危機管理課】 ●災害はいつ発生するかわからないため、何度も繰り返し啓発が必要と思わすが、地域からのお気軽講座等のニーズに対し、職員体制等の課題もあり、非常に対応が厳しい状況です。(再掲) ●職員による対応が厳しい場合は外部委託も可能ですが、講座等を求める地域は多く、委託を行う場合には多額の経費が必要と思われます。(再掲) ●自主防災組織の活動や訓練の参加については、有事を想定した場合、日頃からの地域づきあいが重要であることから、引き続き、地域づくり協議会や自治会連合会とも連携した取組としていく必要があります。
	防災訓練参加者率	%	19.2	30.6	30.0	高			
3 浸水対策の推進	河川整備率	%	24.8	54.4	67.3	中	【道路河川建設課】 ●都市基盤河川改修事業及び自然災害防止事業の河川改修事業を実施しました。	【道路河川建設課】 ●寺領川、本郷川、瀧口川、中津江川、矢石川及び小路川の河川改修が完了しました。 ●現在、中川、大塚川、仁保地川の河川改修事業及び都市基盤河川油川改修事業を行っています。	【道路河川建設課】 ●大塚川及び仁保地川について、住宅密集地や遊技場敷地の関係で事業用地確保が困難で事業が休止になる可能性があります。 ●油川について、自衛隊訓練用地や県立大学用地の関係で条件整備や用地取得の問題があります。 ●瀧口川の改修について、下流の県管理河川の断面に合わせた内容となっており、狭小箇所での局所的な拡幅をただで、1/3確率の計画断面が確保されていません。
	浸水区域整備率	%	0	37.5	50.0	高	【下水道整備課】 ●公共下水道事業の雨水対策として、公共下水道事業計画区域内において、過去に浸水被害が発生した地区を中心として選定した重点8地区につきましては、平成19年度から順次、雨水幹線や雨水ポンプ施設等の整備を進めてきました。	【下水道整備課】 ●重点8地区におきましては、これまでに、吉敷赤田地区、大蔵朝田地区、大内下平坊地区の3地区において施設整備を行い、浸水区域整備率は37.5%となっています。	【下水道整備課】 ●重点8地区における施設整備につきましては、現在、施工中の吉敷上東地区や小郡下郷地区での整備を急ぐとともに、大内問田地区や湯田地区、大蔵矢原地区におきましても、効果的な整備手法について検討を行い、早期整備に向けた取組が必要です。
	危険ため池率	%	14.6	12.7	12.6	高	【農林整備課】 ●単市土地改良事業補助金交付要綱に基づき、余水吐切り下げや応急措置などのため池災害予防事業に対し補助金を交付し、ため池災害の未然防止対策を推進しました。 ●県単独の補助事業(農山漁村整備事業)を活用し、国庫補助の対象とならない危険ため池の小規模な改修を行いました。	【農林整備課】 ●県営や団体営等のため池の改修、整備事業により、危険度Aのため池は着実に減少しています。	【農林整備課】 ●ため池管理者の高齢化や農業従事者の減少に伴い、ため池の管理不足が生じており、更なるため池改修や切り下げ廃止等の災害未然防止対策が必要です。
	雨水貯留施設及び雨水浸透ますの設置率	%	0	37.9	100	中	【下水道整備課】 ●近年におきましては、全国各地で集中豪雨が頻発しており、本市におきましても、平成21年、25年に、市内各地で甚大な浸水被害が発生しております。こうした状況を受け、豪雨災害による浸水被害を軽減し、安心して安全にらせるまちづくりを実現するための指針として、平成27年2月に「山口市総合浸水対策計画」を策定しました。	【下水道整備課】 ●「山口市総合浸水対策計画」におきましては、浸水被害軽減に向けた基本方針を「ためる」、「ながす」、「そなえる」の3つの柱とし、ハード・ソフトを組み合わせた部局横断的な取り組みを平成27年度からスピード感を持って進めており、これまでに、雨水貯留施設や雨水流出抑制施設の整備をはじめ、御家庭でできる浸水対策のひとつとして、雨水貯留タンク等の設置に対する補助制度を開始しました。	【下水道整備課】 ●「山口市総合浸水対策計画」に基づき、浸水被害軽減に向けた取り組みをさらに加速させてまいります。当該計画による事業期間は、平成27年度から平成31年度までの5箇年であり、この期間において整備が行き届かない地域への対策については、中長期的な計画の検討が必要であると考えています。
4 海岸高潮対策の充実	被害面積(過去5年間の平均)	m ²	0	0	0	高	【水産港湾課】 ●「海岸保全施設整備事業」により秋穂漁港海岸(大海地区)において、新基準による高潮対策事業を実施しています。 ●「港湾等管理業務」では、県、市が所管する港湾施設の適切な維持管理を行っています。	【水産港湾課】 ●「海岸保全施設整備事業」により秋穂漁港海岸(大海地区)の海岸線(1,640m)について、護岸246m、離岸堤7mを整備しました。 ●「港湾等管理業務」では、県、市が所管する港湾施設の維持管理を行い、5ヶ所の不具合箇所の修繕を行いました。 ●「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」により青江堤防の老朽化対策・高潮対策のための調査を行いました。	【水産港湾課】 ●「海岸保全施設整備事業」については、平成24年度から着手しており、平成38年度の完了を目指していますが、多額の費用が必要であることから、今後も国・県との連携が必要です。 ●港湾施設は、今後も老朽化が進行するため、定期的な点検・修繕、また計画的な改修が必要となります。 ●「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」は、平成29年度に工事着手し、平成32年度完了を目指します。
	被害戸数(過去5年間の平均)	戸	0	0	0	高			
	海岸整備率	%	15.5	25.7	25.2	高			
5 初動・復旧体制の充実	避難所充足率	%	35.1	38.2	40.5	中	【防災危機管理課】 ●公共施設を中心に、避難所としての指定を行いました。 ●避難者対策として、備蓄品等の計画的な購入・更新を行いました。 ●情報伝達手段として、防災行政無線(屋外スピーカー)の整備を行いました。 ●情報伝達手段として、モーターサイレン、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、防災メール、エリアメールを利用し、緊急情報の伝達を行いました。	【防災危機管理課】 ●避難所が公共施設を中心としたものであり、収容人員は不足しているため、民間施設等への積極的な働きかけが必要と思われます。	【防災危機管理課】 ●避難所の設置時や運営等にかかる職員配備体制等について、マニュアルを見直し、関係課や施設管理者等と共通認識を図る必要があります。 ●市全域が被災するような大規模災害を想定した場合、庁内が一体となり、市組織全体でBCPを早急に作成するとともに、災害対応に備えた避難所運営体制等を検討する必要があります。
	情報伝達手段数(防災行政無線、広報車等)	件	4	5	5	高			
6 危機管理体制の充実	危機管理の内部体制が整っていると思う職員割合	%	93.2	88.3	100.0	低	【防災危機管理課】 ●危機管理マニュアルの周知徹底のため、年に一度、職員アンケートを実施しました。	【防災危機管理課】 ●危機管理マニュアルに想定する危機とは何かという前提がよくわかっていない職員が多いように感じられます。	【防災危機管理課】 ●このマニュアルで想定される危機を所管する担当部署は整理していますが、組織改変等の都度、内容を見直す必要があります。

施策のねらいとこれまでの評価

災害や緊急事態へ備えるとともに、万一発生した場合の対応力が高く、被害が抑えられています。 平成21年7月の豪雨災害の経験や東日本大震災により、安心、安全なまちづくりへのニーズが高くなっているものの、避難場所の認知度や災害時の初動に関する認識レベルは依然低い傾向にあり、また、自主防災組織率についても、増加傾向にあるものの未だ十分とはいえない状況にあり、市民一人ひとりの防災意識、地域防災力は決して高いとはいえない状況にあります。更には、災害時に援護等を要する高齢者等が増える中で、これまで以上に、地域住民による「自助」「共助」の取組みの充実が求められています。 昨今の災害規模や発生場所など想定が困難な自然災害の教訓を踏まえ、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、市民の防災意識の向上、防災活動の促進、(災害時要援護者→避難行動要支援者)対策の促進など「地域防災力の向上」と、災害情報伝達体制の整備、災害応急・復旧体制の構築など「市防災体制の整備」を2本の柱に、ソフト、ハード両面からの対策を組み合わせた各種取組みを進めていきます。
--

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
災害の面で安全に暮らせると思う市民の割合	継続	【総務部政策管理室】 目標値が達成できていないため。 計画的に事業を推進し、市民意識指標による達成度管理が必要なため。
被災者数	見直し	【総務部政策管理室】 自然災害の発生や程度に起因するもので検討を要する。
浸水家屋数	見直し	【総務部政策管理室】 自然災害の発生や程度に起因するもので検討を要する。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 防災意識の向上
 様々な機会を通じて、地域における危険箇所、避難場所、適切な避難方法などを周知、啓発していくとともに、地域自治や地域コミュニティの強化を図る過程で、近隣住民のつながりを強めていくことで、成果を高めています。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民が災害に対して日頃から備えをし、災害時には、自発的に的確に行動できています。	災害への備えをしている市民の割合	継続	【防災危機管理課】 目標値が達成できていないため。
	(上記指標のうち) 緊急時の避難場所を知っている市民の割合	継続	【防災危機管理課】 概ね達成しているが、更なる向上を目指すため。
	災害時にどのような行動をしたらよいか認識している市民の割合	継続	【防災危機管理課】 目標値が達成できていないため。

(02) 地域防災力の向上
 自治会単位による自主防災組織率の向上や、地域づくり協議会等を中心に地域を統括する地域自主防災組織の設立を図っていきます。地域の防災拠点である地域交流センターにおいては、自主防災組織をはじめ、消防団、社会福祉団体、民間事業所等と連携して、平時からの防災訓練等を通じて、(危機管理体制の強化⇒地域防災力の向上)を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
災害時に地域住民がともに行動して、適切に対応できる体制が整っています。	自主防災組織率	継続	【防災危機管理課】 概ね達成しているが、更なる向上を目指すため。
	防災訓練参加者率	継続	【防災危機管理課】 概ね達成しているが、増減が見られるため。

(03) 浸水対策の推進
 危険地域を優先的かつ重点的に順次整備を進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
集中豪雨、台風等による被害が抑制されています。	河川整備率	継続	【道路河川建設課】 現計画では目標値の80%を達成しているが、自然災害防止に向け、更なる向上の必要があるため。
	浸水区域整備率	継続	【下水道整備課】 施設整備は順調に進んでいるが、計画的に事業を推進するためには指標による進捗管理が必要なため。
	雨水貯留施設及び雨水浸透ますの設置率	継続	【下水道整備課】 施設整備は順調に進んでいるが、計画的に事業を推進するためには指標による進捗管理が必要なため。
	危険ため池率	継続	【農業整備課】 現計画では目標値の12.6%を達成しているが、更なる成果の向上の必要があるため。

(04) 海岸高潮対策の充実
 危険地域を優先的かつ重点的に順次整備を進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
台風等による高潮から市民の生命と財産が守られています。	被害面積(過去5年間の平均)	見直し	【水産港湾課】 自然災害の発生や程度に起因するもので検討を要する。
	被害戸数(過去5年間の平均)	見直し	【水産港湾課】 自然災害の発生や程度に起因するもので検討を要する。
	海岸整備率	継続	【水産港湾課】 現計画では目標値を達成しているが、更なる向上の必要があるため。

(05) 初動・復旧体制の充実
 広域化した市域において、迅速に情報伝達ができるように、防災行政無線の整備をはじめ、多様な伝達手段を有効に活用できる仕組みを構築していくとともに、(要援護者や女性等⇒要配慮者)に配慮した避難者対策の充実を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
災害に対して迅速に対応できる市の設備・体制が整い、市民が安心して避難でき、避難生活を送ることができず。	避難所充足率	継続	【防災危機管理課】 目標値が達成できていないため。
	情報伝達手段数(防災行政無線、広報車等)	継続	【防災危機管理課】 概ね達成しているが、伝達手段をさらに模索する必要があるため。

(06) 危機管理体制の充実
 庁内における危機管理マニュアルの周知徹底を図るとともに、各課において想定される事案についてのマニュアル等の作成を進めるなど、危機管理体制の充実を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
自然災害以外の緊急事態等に対応する体制が整っています。	危機管理の内部体制が整っていると思う職員割合	継続	【防災危機管理課】 目標値が達成できていないため。ただし、分母となる対象者を見直す必要がある。(現業職や再任用を除く等)

施策3-② 消防・救急体制が整ったまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
消防・救急体制が整ったまち	消防・救急体制に関して安心と思う市民の割合	%	72.3	60.7	80.0	低	<ul style="list-style-type: none"> ●合併後、全市域を本市直営体制に移行するため、21年度に阿知須出張所を新設するとともに、22年度に秋穂出張所、23年度に徳地出張所の体制を整え、常備消防体制の強化を図りました。 また、22年度に高機能消防指令センターの再整備とともに、南部地域への無線中継局の開設や、高所監視カメラの設置などにより、市域拡大と災害対応力向上に向けた対応を図りました。 ●医師と連携した早い処置を行うため、救急車医師同乗システム(ドクターカー)の運用を行うとともに、病院に待機中の救急救命士に対し、再教育研修を実施し、救急体制の高度化を図っています。 ●26年から3部制勤務を導入し、業務の専任化による災害対応力の強化に取り組んでいます。併せて、特別救助隊を創設し、救助体制の充実強化を図っています。 ●大規模災害への対応を踏まえ、消防団と連携した災害対応力の強化に取り組むとともに、救助資機材搬送車の配備や小郡訓練場の整備等を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災をはじめとする大規模地震や局地的豪雨による土砂災害、浸水被害、また御嶽山をはじめとする各地での火山噴火など、これまで経験したことのない災害が多く発生しました。また、社会環境の変化や、南海トラフをはじめとする巨大地震の発生懸念から、消防・救急体制に求められる期待やニーズも高まっていると考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害の発生リスクの高まりを踏まえ、引き続き災害対応力の強化に向けた取組を進めて行く必要があります。 ●救急需要の増加対策や、救急車等の到着に時間を要する地域への対策を進めて行く必要があります。
1 救急・救助高度化の推進	心肺停止患者の救命率(1か月後の生存率)	%	12.5	6.3	20.0	低	(救急救助課) <ul style="list-style-type: none"> ●医療機関に救急車及び救急救命士を配備し、重症傷病者の発生時には、医師とともにドクターカーとして出場を行っています。併せて医療機関に待機中の救急救命士に対し、国が示した教育研修(2年間あたり128時間)を実施しています。 ●消防職員を専門の研修機関に派遣し、救急救命士の養成を行っています。また、医学的知識や豊富な救急活動経験を有し、救急業務の中で既存の救急救命士や救急隊員を指導できる「指導救命士」を養成し、組織内の生涯教育に取り組んでいます。 ●救命講習の受講機会の一つである救命講習会について、従前は自治会や事業所等からの要請に限定されていましたが、平成24年度から「定期救命講習会」として、毎月、募集形式による講習会を開始し、受講者拡大に努めています。 ●応急手当のさらなる拡大のため、平成26年度から消防団員を応急手当指導員として養成し、救命講習会への講師として派遣しています。 ●救急救命士の処置範囲の拡大により、気管挿管の資格を有していない救急救命士を病院に派遣し、資格取得の要件となる実習を行っています。 	(救急救助課) <ul style="list-style-type: none"> ●高度な救急業務体制の推進とともに、救命率の向上に重要な役割を果たすバイスタンダーの育成は進んでいます。しかしながら、心肺停止患者の病態等により、指標が低下していると推察されます。 ●AEDの一般市民への普及拡大によるニーズの増大とともに、定期救命講習会の開催や消防団員による指導体制強化の取組により、救命講習の受講者数は基準値の約3.5倍に増加しました。 ●計画的な病院実習の実施により、資格取得者は着実に増加しています。 	(救急救助課) <ul style="list-style-type: none"> ●救命のチャンスを高めるため、早い119番通報と救急隊や医師による早い処置とともに、救急車が到着するまでの応急手当の実施をさらに推進していく必要があります。 ●救命講習受講者を増加させていくことは、救命率向上にも繋がることから、更なる育成を図ることが必要となります。 ●資格者の育成には病院での実習が必要ですが、実習の受け入れ先病院が市内1病院のみであるため、他の受け入れ先の確保が必要となります。
	救命講習の受講者数	人	18,198	64,609	65,000	高	<ul style="list-style-type: none"> ●救命講習の受講機会の一つである救命講習会について、従前は自治会や事業所等からの要請に限定されていましたが、平成24年度から「定期救命講習会」として、毎月、募集形式による講習会を開始し、受講者拡大に努めています。 		
	気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数	人	5	36	40	高	<ul style="list-style-type: none"> ●応急手当のさらなる拡大のため、平成26年度から消防団員を応急手当指導員として養成し、救命講習会への講師として派遣しています。 ●救急救命士の処置範囲の拡大により、気管挿管の資格を有していない救急救命士を病院に派遣し、資格取得の要件となる実習を行っています。 		
2 消防体制の充実	火災・救急現場への平均到着時間	分	8.7	8.0	7.6	中	(消防総務課) <ul style="list-style-type: none"> ●合併後、全市域を本市直営体制に移行するため、21年度に阿知須出張所を新設するとともに、22年度に秋穂出張所、23年度に徳地出張所の体制を整え、常備消防体制の強化を図りました。 	(消防総務課) <ul style="list-style-type: none"> ●全市域が直営体制となり、災害現場への消防力を集中的に投入できる体制や消防団との連携が確保され、災害対応力の向上に繋がっています。 	(通信指令課) <ul style="list-style-type: none"> ●到着時間短縮の取組として、救急出場体制の強化とともに、市民の協力による救急車の適正利用の推進を図ることにより、救急出場の輻輳を抑制し、管轄する消防署所以外からの出場を低減させることが必要と考えます。
	消防団員の充足率	%	91.6	81.1	90.4	低	(通信指令課) <ul style="list-style-type: none"> ●市内の119番を受報し、各消防署所への上場指令などを行う高機能消防指令センターの再整備を行いました。また、南部地域への無線中継局の開設や、高所監視カメラの整備を行いました。 ●119番の受報要領の見直しや通信指令課員の教育・広報とともに、帰署途上の直近救急隊を活用するなど、さらなる現場到着時間短縮のため取り組みを行っています。 	(通信指令課) <ul style="list-style-type: none"> ●高機能消防指令センターの再整備とともに、通信指令課員の教育や救急隊の出場体制の見直しなどに取り組んだことにより、出場指令の円滑化に繋がっており、基準値からの時間短縮に繋がっています。目標値の達成には、近年、8,000件を超える救急出場への新たな対応も必要となります。 	(警防課) <ul style="list-style-type: none"> ●高齢化の進展により、地域の担い手が減少しており、地域によっては災害対応力の低下が懸念されます。そのため、引き続き団員確保に努めるとともに、女性や若者を中心とした加入や活躍促進にも取り組む必要があります。 ●市街地などに対し、大規模地震に対応できる耐震性防火水槽の増設を進めて行く必要があります。 ●目標値は達成していますが、消防ポンプ自動車の長期の修理等を踏まえた予備車両の配備を検討していく必要があります。
	消防水利の充足率	%	68.7	66.2	65.8	高	(警防課) <ul style="list-style-type: none"> ●市内居住者だけでなく、市内への就業者や就学者も入居できるよう条件の拡大を行いました。また、コミュニティバスへのラッピング広告や、消防団広報誌の発行を開始し、消防団活動への協力と募集についてのPRを行っています。 ●24年度に消防団活性化計画を策定し、災害対応のための装備の充実や災害以外の平時の活動拡大など、消防団活動のやりがいを出創するための取組を進めています。 ●消防水利が整備されていない地域に、計画的に防火水槽や消火栓を設置しています。 ●消防ポンプ自動車の車両や、災害現場で使用される資機材の更新を行うとともに、車両や資機材を定期的に保守点検し、維持しています。 	(警防課) <ul style="list-style-type: none"> ●新市発足以来、消防団員数は減少を続けていましたが、27年度には初の増加に転じ、28年度も続けて増加しています。しかしながら、人口減少や消防団員の高齢化などから退団者も多く、目標値には達していません。 ●年間2基の防火水槽や平均3基の消火栓を計画的に設置し、目標値は達成できています。 ●車両や資機材は、耐用年数に応じて更新するとともに、発生した故障等の不具合には、速やかに対応し、災害現場での活動に支障がないよう努めています。 	
	消防用車両・資機材の不具合改善率	%	100.0	100.0	100.0	高			
3 火災予防の推進	防火対策をしている市民の割合	%	47.2	61.6	90.0	中	(予防課) <ul style="list-style-type: none"> ●火災予防運動、各種イベントへの参加、防火講習会の実施、広報誌への掲載等により、住宅用火災警報器や防災製品などの啓発活動を実施しました。 ●防火管理者の未選任防火対象物への査察を重点的に実施して、対象物の関係者に対して防火管理者の選任指導を実施しました。併せて、防火管理者資格の取得に必要となる「防火管理者資格取得講習会」を年2回から3回に拡大しました。 	(予防課) <ul style="list-style-type: none"> ●各種広報や啓発活動の実施により、成果向上に取り組んでいますが、指標の対象となる住宅用火災警報器はもとより、家庭用消火器や防災製品の普及率も低いことから目標値には達していません。 ●査察による指導や、防火管理者資格取得講習会の開催拡大により、選任率は順調に向上しています。 	(予防課) <ul style="list-style-type: none"> ●防火対策の必要性について、今後も継続し地域と連携した啓発活動の取組が必要となります。 ●転勤等により防火管理者が不在となる事業所も多くあるため、査察や出向時の機会を捉えて選任の必要性を周知・指導していく必要があります。
	防火管理者の選任率	%	68.0	79.2	80.0	高			

施策のねらいとこれまでの評価

誰もが日常から急病や火災時に備える意識を持ち、実行に移しています。
 また、発生時には、生命や財産の被害を最小限に食い止めることができる体制が整っています。

消防・救急業務の段階的な委託解消を進めていく中で、消防出張所の整備や通信指令体制の強化を図るなど、広域化した市域をカバーできる消防・救急体制を整えてきたところです。また、東日本大震災などの大規模な災害時には、常備消防、消防団の果たす役割が非常に大きくなっています。

こうした中で、消防・救急業務を統括する消防本部機能の強化と、消防本部と消防署及び消防出張所とを結ぶネットワーク機能の強化を図るとともに、高度な救急、救助に対応できる車両、資機材等の整備を進めていきます。

そして、地域において消防団が担う多様な役割の重要性を踏まえ、消防団員の確保とともに、自主防災組織など地域との協力・連携の強化を通じて、地域の総合防災力の一翼を担っていきます。

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
消防・救急体制に関して安心と思う市民の割合	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、継続して向上する必要があるため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 救急・救助高度化の推進

自然災害や重大事故にも迅速、高度な対応が図られるように、消防・救急隊員の救急、救助業務への専任化を通じて技術力を更に高めていくとともに、救命率の一層の向上を図るために、高度な救命処置に対応できる救急救命士の養成を進めていきます。また、事故現場等で欠かすことのできない市民の迅速、的確な応急救護能力を高めていくために、救命講習会などの普及啓発活動を幅広く展開していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
高度な救命処置や早い手当を受け、命が助かったり、病気が軽くなる程度が軽くなっています。	心肺停止患者の救命率（1か月後の生存率）	継続	現計画では目標値を達成できていない年度もあるが、算定方法を全国統一方式（ウツタイン様式、救急蘇生統計）に再設定し、引き続き成果指標とするもの。
	救命講習の受講者数	継続	現計画では目標値を達成できているが、救命率を向上させるためには、更なる受講者数の増加に取り組む必要があるため。
	気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数	見直し	救急救命士法の改正等により、薬剤投与資格認定方法の変更が生じ、算定方法が現状に即していないため。

(02) 消防体制の充実

消防・救急業務を統括する消防本部機能の強化、消防本部と消防署及び消防出張所を結ぶネットワーク機能の強化を図っていくとともに、高度な救急、救助に対応できる車両や資機材等の整備を進めていきます。また、地域における消火、水防、災害対応など消防団の役割の重要性を踏まえ、消防団員の確保をはじめ、常備消防との連携を通じた技術力の向上や資機材の整備を通じた体制の強化を図っていくとともに、自主防災組織など地域との連携強化により、平時、有事の際の効果的な取組みを促していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
火災や災害時に、より早く消防活動が行われ、被害が最小限に食い止められています。	火災・救急現場への平均到着時間	継続	目標値の95%に達しているが、再設定し引き続き成果指標とするもの。
	消防団員の充足率	継続	現計画で、微増ながら成果が向上していることから、現計画に新たな取り組みを加え、引き続き事業を進める必要があるため。
	消防水利の充足率	見直し	今後も事業を継続することでさらなる成果向上が見込めますが、数値的にみると成果が見えにくいため算定方法を見直す必要があるため。

消防用車両・資機材の不具合改善率	見直し	数値を最高状態に継続できているため、新たな目標を再設定する必要があるため。
------------------	-----	---------------------------------------

(03) 火災予防の推進

防火講習会の開催や各種イベントの実施など、様々な手段や機会を通じて、住宅用火災警報器の設置促進を含めた火災予防の普及啓発活動を幅広く展開していくとともに、消防団または婦人防火クラブなどの自主活動団体を通じて地域に密着した啓発活動を促進させていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民や事業所は、火災予防を実行し、被害を最小限に抑制しています。	防火対策をしている市民の割合	継続	目標値を達成できていないことから、継続して取り組む必要があるため。
	防火管理者の選任率	継続	防火管理における基本的な指標であり、さらなる向上の必要があるため。

施策3-③ 交通ルールを守り、交通事故のないまち

施策 基本事業	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標 達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
交通ルールを守り、交通事故のないまち	交通事故（人身事故）発生件数	件	1,148	742	900	高	(生活安全課) ・交通安全対策協議会を中心に地域や関係団体、警察、学校等と連携を図り、交通安全運動期間中をはじめ、交通安全啓発活動に取り組みました。	(生活安全課) ・交通事故発生件数、交通事故死者数は減少傾向にあります。 ・交通事故発生件数は、目標値を大きく上回っています。	(生活安全課) ・交通事故発生件数、交通事故死者数を更に減少させる必要があります。 ・今後も交通事故の抑止に向けたソフト・ハード対策が必要です。
	交通事故死者数	人	12	7	0	中			
1 交通安全意識の向上	交通違反件数（安全運転義務違反）	件	822	504	790	高	(生活安全課) ・交通安全運動期間中を中心に、広報啓発活動(チラシ配布、HP掲載、広報車巡回、交通安全旗の掲揚など)を行いました。 ・市独自の交通事故多発警報を発令しました。 ・高齢者や子どもを中心に交通安全教室等を開催しました。	(生活安全課) ・交通事故発生件数、交通事故死者数は減少傾向にあります。 ・交通違反件数も減少傾向にあり、目標を達成しています。 ・交通安全教室の開催数は、目標に達していませんが、参加者数は増加傾向にあります。	(生活安全課) ・高齢者や子どもが関与する交通事故が多いことから、高齢者や子どもを中心に対象者に応じた対策が必要です。 ・今後も地域や関係団体、警察等との連携が必要です。 ・今後も交通安全意識の向上に向けた啓発が必要です。
	交通安全教室の開催数	回	119	154	210	中			
2 道路交環環境の整備	道路交通安全施設の改善要望件数に対する交通安全施設の改善（設置）件数の割合	%	92.5	83.1	100.0	低	(生活安全課) ・違法駐車等防止重点地域(山口駅周辺)において、違法駐車等の指導を行いました。 ・放置自転車規制区域に指定している駅前駐輪場において、放置自転車の撤去を行いました。	(生活安全課) ・定期的に違法駐車等の指導、放置自転車の撤去を行うことにより、良好な環境が維持でき、交通安全につながっています。	(生活安全課) ・継続的に違法駐車等の指導、放置自転車の撤去を行う必要があります。

施策のねらいとこれまでの評価

交通ルールやマナーが守られ、交通事故が起きにくい、安全な交通環境になっています。

本市においては、交通事故の死者数をはじめ、傷者数、人身事故発生件数が概ね減少傾向にあり、継続的に取り組んできた交通安全啓発等の効果が着実に出てきている状況にあります。一方で、高齢化の進展に伴い、交通事故の死者数の多くを高齢者が占めるなど、高齢者が交通事故の当事者となるケースが多発する傾向にあり、高齢者の交通安全対策が喫緊の課題となっています。

こうした中で、被害者、そして、加害者の両側面から、高齢者の交通事故要因に即した効果的な啓発活動を幅広く展開していくなど、警察や関係機関、地域との連携強化を通じて、高齢者への対応を強化していきます。一方で、近年、増加傾向にある自転車利用者の交通マナーの欠如等により、道路交通に支障をきたすなどの課題も生じてきていることから、自動車も含め、運転者への交通マナーやルールの周知に努め、交通事故の抑制に繋げていきます。

そして、身近な交通危険箇所を最もよく知っている地域の主体的な交通安全活動を促進させていくとともに、交通危険箇所の共有など、国、県や地域との連携のもと、身近な道路の施設改善等を通じて、安心、安全な道路交通環境の確保を図り、通学路の交通安全対策も含めた交通事故が起りにくい環境づくりを全市的に進めていきます。

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
交通事故(人身事故)発生件数	継続	目標値を達成しているが、目標値を再設定し、更なる向上の必要があるため
交通事故死者数	継続	目標値0を目指していく必要があるため

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 交通安全意識の向上

交通事故原因の総合的な調査、分析を継続的に進め、事故要因に即した体験、実践型の交通安全教室の開催など各世代に応じた効果的な啓発活動を展開していくとともに、高齢者を中心に啓発活動の裾野を広げていきます。また、登下校中の通学路等での見守り活動など、地域が主体となった交通安全活動を促進させていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
誰もが交通ルールを守り、マナーが向上し、交通違反が抑制されています。	交通違反件数(安全運転義務違反)	継続	目標値を達成しているが、目標値を再設定し、更なる向上の必要があるため
	交通安全教室の開催数	継続	目標値を達成できておらず、更なる向上の必要があるため

(02) 道路交通環境の整備

交通危険箇所の共有をはじめ、国や県、地域との連携を通じて、カーブミラーやカードレール等の交通安全施設の設置や、通学路、生活道路などの身近な道路の改良やバリアフリー化等を進め、安心、安全な道路交通環境を確保していきます。あわせて、鉄道駅や市街地において円滑な交通の妨げとなる放置自転車が增加していることから、鉄道事業者等との協力・連携体制のもと、自転車の撤去や駐輪スペースの確保等の対応を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
危険箇所が減少し、誰もが安心して道路を利用できます。	道路交通安全施設の改善要望件数に対する交通安全施設の改善(設置)件数の割合	継続	現計画では目標値を達成していないため

施策3-④ 犯罪を防ぎ、犯罪から身を守るまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標 達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
犯罪を防ぎ、犯罪から身を守るまち	犯罪（刑法犯）発生件数	件	2,182	1,157	1,800	高	(生活安全課) ・山口・山南防犯対策協議会を中心に地域や関係団体、警察、学校等と連携を図り、防犯啓発活動に取り組みました。	(生活安全課) ・犯罪発生件数は、減少傾向にあります。 ・治安がよく、安心して住めると思う市民の割合は、高水準を維持しています。	(生活安全課) ・女性、子ども、高齢者など弱者に対する被害が多く、またさまざまな犯罪が複雑悪質化しており、引き続き啓発など各種対策が必要です。
	治安がよく、安心して住めると思う市民の割合	%	94.2	97.2	維持	高			
1 防犯意識の向上	防犯対策を実践している市民の割合	%	44.2	72.0	64.2	高	(生活安全課) ・街頭キャンペーン、不審者対応訓練、公園安全点検など実施しました。	(生活安全課) ・防犯対策を実践している市民の割合は、目標を達成しており、啓発活動に取り組んできた成果として犯罪発生件数の減少にもつながっています。	(生活安全課) ・継続的に防犯対策活動を実施に努め、犯罪発生件数を更に減少させる必要があります。 ・今後も地域や関係団体、警察等との連携が必要です。 ・今後も地域は自分たちの手で守るという意識向上に向けた啓発が必要です。
2 防犯活動の展開と環境づくり	防犯活動を行っている地域の割合（自主防犯組織の活動を含む）	%	100.0	100.0	100.0	高	(生活安全課) ・防犯/パトロール、子ども見守り活動、防犯教室など実施しました。 ・明るいまちづくり推進事業として、防犯灯の設置補助を行いました。	(生活安全課) ・防犯灯数は、約12,000灯まで増加し、目標を達成しており、LED化率は約90%に達しています。	(生活安全課) ・地域内には、依然暗い箇所があり、防犯対策上、更なる防犯灯の設置が必要です。
	防犯灯の設置灯数	件	8,713	11,797	11,500	高			
3 消費生活に関する啓発と情報の提供	消費生活講座受講者数	人	257	2,498	1,500	高	(生活安全課 消費生活センター) ・団体からの要請に基づく出前講座に加え、新たに市内21地域に向いて、消費者被害防止見守り活動をされている方を対象に出前講座を実施しました。 ・消費者と事業者が生じたトラブルについて、公正な立場で相談対応を行いました。	(生活安全課 消費生活センター) ・市民の利便性の向上と関係部署間の連携を強化するため、消費生活センターを1階に移転し、相談員を1名増員して、複雑多様化する消費者からの相談や苦情に公正な立場で相談対応しました。相談件数は、毎年増加傾向にあることから、引き続き消費生活センターの周知に努めていきます。	(生活安全課 消費生活センター) ・年度によって増減はあるものの、依然としてうそ電話詐欺等の被害が絶たないため、被害防止の啓発活動をより一層強化していく必要があります。
	消費相談件数	件	551	1,487	2,000	中			

施策のねらいとこれまでの評価

犯罪が起きにくいまちになるとともに、市民は消費者トラブルにあわない賢い消費者になっています。

全国的に凄惨な事件や新たな詐欺事件等の犯罪が相次ぐ中で、本市においては犯罪発生件数が減少傾向にあり、また、治安が良く安心して暮らせると感じている市民の割合が、市内どの地域においても高い水準で推移しているなど、良好な治安環境をこれまで維持してきたところです。一方で、振り込み詐欺や悪質商法など、高齢者の犯罪被害が後を絶たないほか、自転車盗などの軽犯罪が依然多発している状況にもあります。

こうした中で、犯罪の被害者になりやすい高齢者や子どもたちへの対応を中心に、警察や防犯対策協議会、身近な地域、学校との連携強化を通じた幅広い啓発活動を展開し防犯意識の向上を図るとともに、市消費生活センターの相談支援機能を高め、消費者トラブルへの対応や未然防止等を図っていきます。

そして、本市の刑法犯の約7割を占める侵入盗や乗物盗など窃盗犯をはじめ、市域のあらゆる場所で発生する可能性のある犯罪をより効果的に抑制していくために、地域の主体的な防犯活動を促し、あわせて、地域コミュニティの活性化や青少年の健全育成活動の推進等を図り、犯罪が起きにくい環境づくり、地域防犯力の向上に向けて全市的に取組みを進めていきます。

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
犯罪(刑法犯)発生件数	継続	目標値を達成しているが、目標値を再設定し、更なる向上の必要があるため
治安がよく、安心して住めると思う市民の割合	継続	引き続き高水準で維持していく必要があるため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 防犯意識の向上

犯罪にあわないようにするためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めていくことが必要不可欠であり、犯罪の被害者となりやすい高齢者や子どもたちを中心に、警察や防犯対策協議会、地域、学校との連携強化を通じて、防犯啓発活動を幅広く展開していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
犯罪にあわないよう、市民は自衛や未然防止に努めています。	防犯対策を実践している市民の割合	継続	目標値を達成しているが、目標値を再設定し、更なる向上の必要があるため

(02) 防犯活動の展開と環境づくり

各種防犯啓発活動や、防犯ボランティア団体への支援を通じて、地域における防犯パトロール等の自主防犯活動を促すとともに、地域コミュニティの活性化や青少年の非行防止活動、及び防犯灯の設置促進により、日常から地域を中心とした犯罪が起きにくい環境づくりを広く進めています。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
地域の関係機関等と連携した自主的な防犯活動や建物所有・管理者の責任意識啓発策を展開し、防犯に向けた環境づくりをしています。	防犯活動を行っている地域の割合(自主防犯組織の活動を含む)	見直し	既に100%に達しているため
	防犯灯の設置灯数	継続	目標値を達成しているが、目標値を再設定し、更なる向上の必要があるため
	建物の所有・管理に関する責任を自覚される市民の割合	新規	防犯の観点から空き家の適正管理が必要であるため

(03) 消費生活に関する啓発と情報の提供

相談件数の増加とともに複雑、多様化する消費者問題に対応するため、相談員のスキルアップや、関係機関との連携強化を図っていくとともに、中でも相談ニーズの高い金融、保険等の多重債務問題においては、庁内連絡体制の強化を通じて、迅速、的確な対応を図っていくなど、市消費生活センターの相談支援機能を高めています。また、相談件数も多く、消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者への対応として、地域への出前講座の開催や各種媒体を活用した情報提供など啓発活動を強化していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民は消費者トラブルにあわない賢い消費者になり、トラブルにあった場合でも、相談し、問題を解決しています。	消費生活講座受講者数	継続	27年度は大会での講座依頼等により一時的に増えたもので、引き続き成果指標とするもの
	消費相談件数	継続	今後も相談件数の増加が想定されるため、引き続き成果指標とするもの

施策3-⑤ 水を安心して使えるまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
水を安心して使えるまち	水道に対する満足度	%	82.2	88.6	維持	高	(上下水道局政策管理室) ●市民の皆様へ良質な水を、安定的に、安心して使っていただけるよう、施設の維持管理や管路の更新を適切に実施するとともに、水道事業の経営の健全化を達成できるよう、取り組んでまいりました。	(上下水道局政策管理室) ●市民アンケートにおける満足度では、平成28年度対比(基準値82.2%)で平成27年度(実績値)は6.4ポイント増の88.6%を達成しています。年度により若干の増減はあるものの満足度は向上しており、引き続き、満足度の向上に努めていきます。	(上下水道局政策管理室) ●「満足度」をどのように評価していくかは非常に困難な問題であり、また、公営企業としての水道事業の給水区域外(井戸水や地域での飲料水供給事業等の区域)からのアンケート徴取結果も含めているため、指標として適切かどうかについて検討する必要があります。
1 安心で信頼される水道水の供給	水質に関する苦情割合	%	0.37	0.22	0.24	高	(水道整備課) ●広報活動で鉛製給水管の交換や貯水槽の適正な維持管理を説明し、給水装置の管理を促進しました。	(水道整備課) ●水道工事に伴う断水により発生したものやお客様の設備の劣化によるものもあり、お客様への説明を十分に行う必要があります。	(水道整備課) ●水道工事に伴う断水により発生したものがあるため、工事に当たっては細心の注意を払うとともに、お客様の設備の適正な維持管理について広報活動を行います。
	直接飲用率	%	53.6	62.2	60.0	高	(上下水道総務課) ●広報紙の配布をはじめとする広報活動を通じ、安全でおいしい水のPRに努めています。	(上下水道総務課) ●実績値は向上しており、目標値は達成しています。	(上下水道総務課) ●引き続き、安全でおいしい水の広報活動に努め、更なる数値の向上に取り組めます。
2 水道水の安定供給と災害対策の充実	経年化設備率	%	59.8	61.0	65.0	中	(水道整備課) ●施設整備計画に基づき重要度・優先度を考慮しながら経年化した施設を計画的に更新しました。 ●国庫補助・交付金事業により計画していた、経年化した鋼鉄管を耐震管に更新しました。 ●施設の耐震診断を行い、重要度・優先度を考慮しながら耐震化を実施しました。	(水道整備課) ●計画的に更新を進めていますが、経年化した施設とその更新費用が増大しており、平準化を図りながら進めていく必要があります。 ●水道施設のうち管路の耐震化対策は、経年化した管路の更新等により整備し、また、管路以外の水道施設は、各施設の重要度・優先度を決定し、耐震化を図っていますが、整備の費用が増加しており、平準化を図りながら進めていく必要があります。	(水道整備課) ●経年化した水道施設が増加し、破損による緊急断水等の発生の危険が高まっているため、適正な維持管理を継続して行い、施設の更新事業の加速化に取り組む必要があります。 ●地震や集中豪雨といった自然災害による被害に備え、老朽化対策と同時に、ライフラインとして災害等に強い資産の構築に取り組む必要があります。
	経年化管路率	%	7.1	9.0	10.0	中	(水道整備課) ●施設の耐震診断を行い、重要度・優先度を考慮しながら耐震化を実施しました。	(水道整備課) ●経年化した管路の増加に伴う漏水の増加が考えられるため、適正な維持管理を継続して行い、管路の更新事業の加速化に取り組む必要があります。	(水道整備課) ●経年化した管路の増加に伴う漏水の増加が考えられるため、適正な維持管理を継続して行い、管路の更新事業の加速化に取り組む必要があります。
	管路の耐震化率	%	6.6	9.2	9.0	高	(水道整備課) ●災害時や緊急時に対応するための給水車補給拠点や近隣都市との連絡管を整備しました。 (水道施設課) ●経年化設備率について、施設整備計画及び施設修繕計画に基づいて実施しています。	(水道施設課) ●経年化設備率について、主な施設整備は、朝田浄水場の送水ポンプ設備(水送ポンプ)・薬注設備更新・中央監視設備(仁保地ポンプ場、殿河内水源地、間田中継ポンプ場、小鷺中継ポンプ場)の更新を実施しました。	(水道施設課) ●柳井田水源地、小原水源地などの施設更新整備を実施していきます。
	断水・漏水時間(あらかじめわかっているものを除く)	h	0.02	0.02	0.10	高	(上下水道総務課) ●浄水場の運転管理、水道メーター検針及び料金徴収業務など民間委託を実施し、経費節減に努めました。	(上下水道総務課) ●営業収支比率が常に100%を超えており、平成27年度の純利益が5億円となるなど、継続して安定的な事業経営ができています。	(上下水道総務課) ●引き続き、継続して安定的な事業経営に努めます。
3 健全で持続可能な事業経営	営業収支比率	%	119.00	111.0	123.6	高	(上下水道総務課) ●浄水場の運転管理、水道メーター検針及び料金徴収業務など民間委託を実施し、経費節減に努めました。	(上下水道総務課) ●営業収支比率が常に100%を超えており、平成27年度の純利益が5億円となるなど、継続して安定的な事業経営ができています。	(上下水道総務課) ●引き続き、継続して安定的な事業経営に努めます。
	有収率	%	94.5	93.7	95.0	中	(水道整備課) ●計画的な漏水調査・管路施設の更新を行い有収率の向上に努めました。	(水道整備課) ●基準値から横ばいの状況であり、今後も有収率の向上に努めます。	(水道整備課) ●経年化した管路の増加に伴う漏水の増加が考えられるため、適正な維持管理を継続して行い、管路の更新事業の加速化に取り組む必要があります。
	収益的収入に占める基準外繰入金割合	%	9.6	2.1	1.0	高	(上下水道総務課) ●基準外繰入金の見直しを行い、平成27年度から一部を廃止しました。	(上下水道総務課) ●見直しにより、平成27年度の基準外繰入金は対前年度比約6千万円を削減しました。	(上下水道総務課) ●引き続き、継続して安定的な事業経営に努めます。
	職員1人当たり給水人口	人	2,356	3,279	3,000	高	(上下水道総務課) ●民間委託等を進めることにより、職員数の削減を実施しました。	(上下水道総務課) ●同数値は引き続き向上しており、経営の効率化に資するものとなっておりますが、今後の維持更新や施設管理に必須とされる知識・経験が失われていく可能性があり、安定的な経営においては課題となっています。	(上下水道総務課) ●事業規模や今後の事業展開を踏まえた将来的な経営の安定化のため、必要な知識・経験を有する職員を養成していく必要があります。
	簡易水道事業の水道普及率(戸数ベース)	%	81.6	79.6	82.7	低	(阿東簡易水道事務所) ●「簡易水道中央監視システム改修事業」を行い、監視機能を強化することで、安定した水道水の供給を行いました。	(阿東簡易水道事務所) ●阿東地域内の世帯戸数、給水区域内実戸数ともに減少しており、過疎化・高齢化の流れが継続している状況であるため、水道普及率が減少傾向となっています。	(阿東簡易水道事務所) ●安定した水道水の供給を行うため、老朽化した水道施設の整備、簡易水道の再編事業を引き続き進めます。

施策のねらいとこれまでの評価

良質な水を、安定的に、安心して使っています。
 徹底した水質管理をはじめ、突発的な事態への迅速な対応、そして、災害を想定した水道管路の耐震化や近隣市との緊急連絡管の拡充など、安定した給水体制を築いてきたところであり、市民の水道に対する満足度は、順調に推移している状況にあります。
 こうした中で、今後、更新時期に入る水道施設、管路等が増加していくことから、それらを計画的に整備していくとともに、重要管路の耐震化など、災害に強い給水体制を構築していきます。
 更には、適正な定員管理、有収率の向上、資産維持コストの圧縮など、一層のコスト削減を図ると同時に、適切な料金水準の設定を図るなど持続可能な事業経営を行ってまいります。また、阿東地域の簡易水道事業については、水道事業との統合を視野に、経営の健全化を図ってまいります。

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
水道に対する満足度	見直し	市が行う水道事業の客観的指標として評価されるとはいえないため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 安心で信頼される水道水の供給

水質監視地点の増設により、水質監視の強化を図るとともに、計画的な浄水処理施設の整備により、適正な浄水処理を徹底して行っています。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
水道水を安心して、おいしく飲んでいきます。	水質に対する苦情割合	見直し	横ばいで推移しているが、この水準を維持する必要がある。新たな指標名としたい。(新指標名:水質に対する苦情対応件数)
	直接飲用率	継続	「安心・安全な水道水」を最も端的に表す指標として、継続する。

(02) 水道水の安定供給と災害対策の充実

今後増加していく老朽化施設の更新のほか、地震等に備えた水道管路の耐震化や非常時の給水拠点の整備を計画的に進めています。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
突発的な事態や災害に強い水道施設となっています。	経年化設備率	見直し	目標を達成しているが、更なる向上の必要があるため、新たな指標名としたい。(新指標名:法定耐用年数超過設備率)
	経年化管路率	見直し	目標を達成しているが、更なる向上の必要があるため、新たな指標名としたい。(新指標名:法定耐用年数超過管路率)
	管路の耐震化率	見直し	目標を達成しているが、更なる向上の必要があるため、新たな指標名としたい。(新指標名:管路の耐震管率)
	断水・濁水時間(あらかじめわかっているものを除く)	見直し	目標を達成しているが、更なる向上の必要があるため、新たな指標名としたい。(新指標名:給水人口一人当たり平均断水・濁水時間)

(03) 健全で持続可能な事業経営

職員の定員適正化のほか、定期的な漏水調査等の実施による有収率の向上、施設の長寿命化等による資産維持コストの縮減に努めるとともに、適切な料金水準の設定を図ってまいります。また、阿東地域の簡易水道事業については、水道事業との統合を視野に、経営基盤の強化を図ってまいります。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
効率的な水道経営を行うことにより、市民が納める料金水準となっています。	営業収支比率	見直し	新会計制度適用により、経営指標として適切ではなくなったため。
	有収率	継続	横ばいで推移しているが、この水準を維持する必要があるため。
	収益的収入に占める基準外繰入金割合	見直し	赤字補填的な基準外繰入金はないことから、経営指標としては適切でないため。
	職員1人当たり給水人口	見直し	数値の向上は短絡的に職員数の削減につながりかねず、安心・安全な水道水の安定的な供給のための適正な職員数の算出とはならない恐れがある。
	簡易水道事業の水道普及率(戸数ベース)	継続	目標値に達しておらず、引き続き、向上に努める必要があるため。

施策4-① 豊かな自然環境を大切にはぐくむまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標 達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
豊かな自然環境を大切にはぐくむまち	山口市の自然環境に満足している市民の割合	%	86.1	91.3	92.0	高	(環境政策課) ●山口市環境基本計画に基づき、豊かな自然環境を保全し、良好な生態系の保全と生物多様性の確保に関する施策に取り組みました。	(環境政策課) ●山口市の自然環境に満足している市民の割合は、高水準を維持しています。これは、自然保護意識の向上や持続的な環境美化活動等によるものと考えます。	(環境政策課) ●豊かな自然環境を有する地域で過疎化や高齢化が進むことにより、人為的な手入れが行き届かないことでの景観の荒廃、地域特有の生態系の崩壊などが懸念されるため、これらの防止のための手段を考え実践していく必要があります。
1 環境保全意識の啓発	環境に優しい行動をしている（環境活動に参加している）市民の割合	%	43.2	56.6	60.0	高	(環境政策課) ●市報やウェブサイトを活用した環境保全に関する啓発や、水辺の教室等の環境学習を行うことにより、環境に関する意識の向上や環境保全活動への積極的な参加を促進してきました。	(環境政策課) ●環境関連の情報を体系的にまとめた環境ポータルサイトを開設し、市民に分かりやすい環境関連の情報提供を行いました。	(環境政策課) ●環境にやさしい行動については、市民が工夫し日常生活を送ることで、できることも多くありますが、成果が目に見えないことが多いため、ごみの分別や適正排出といったように達成感を得られる行動に偏る傾向にあります。多様な環境にやさしい行動に目を向けてもらうため、「成果の見える化」の仕組みを取り入れた事業展開を図る必要があります。 ●高齢者等の情報弱者への情報提供の方法を検討する必要があります。
2 地球温暖化防止の推進	ISO14001等を取得している事業所数	件	25	92	76	高	(環境政策課) ●平成20年11月に、ISO14001認証を取得し、環境に配慮した事務事業の推進、地球温暖化防止に向けた取組を徹底しました。 ●緑のカーテンやクール&ウォームシェア、エコドライブの推進など、地球温暖化防止に資する取組の実践に向け、各種普及啓発事業を実施するとともに、山口市地球温暖化対策地域協議会（通称：温暖化とめるっちゃネットワークやまぐち）と連携し、各種イベントへの出展や環境講座、講演会を開催するなど、温暖化防止に係る市民、事業者等の意識向上に努めました。	(環境政策課) ●ISO14001等の環境マネジメントシステムの普及については、市のISO14001運用による取組の広報、EA21認証取得費用の一部助成等支援を行ったこともあり、目標値を大きく超えています。 ●温暖化防止を意識している市民の割合は、基準値を超えて推移していますが、目標値には届いていない状況です。 ●環境講座、講演会等には、毎年多くの市民、事業者に参加いただいていることから、当該取組を推し進めることにより、さらなる成果の向上が図れるものと考えています。	(環境政策課) ●平成27年12月のCOP21で採択された「パリ協定」及び、協定を踏まえ国が策定した「地球温暖化対策計画」で示されている温室効果ガス削減目標（2030年度に2013年度比26%削減）を達成するためには、家庭や事業所、行政が一体となり、さらなる取組の推進を図っていく必要があります。 ●地球温暖化への対応として、これまでの防止策（緩和策）に併せ、気温上昇など様々な環境変化に対応する「適応策」について検討し、具体的な行動に移していく必要があります。
	温暖化防止を意識して生活している市民の割合	%	61.1	67.4	76.0	中			
3 地球にやさしいエネルギー対策の推進	地球にやさしいエネルギー（再生可能エネルギー）を設置または設置を予定している市民の割合	%	17.5	19.4	25.0	低	(環境政策課) ●山口市地域新エネルギービジョンに基づき、家庭への太陽光発電設備や木質ペレットストーブの導入補助の実施、市公共施設への太陽光発電設備、小型風力発電設備等の導入、エネルギーの地産地消を目的とした木質バイオマスのペレット化研究など、再生可能エネルギーの普及促進に取り組みました。	(環境政策課) ●現時点では、目標値には届いていませんが、今後、省エネ・創エネ・蓄エネの定着や設備導入コストの低下等が進んでいくことにより、数値は向上していくものと考えています。	(環境政策課) ●低炭素社会の実現、エネルギーの地産地消に向け、引き続き、あらゆる場において再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があります。 また、「水素」に代表される新たなエネルギーについても、本市の特性に合った利活用の在り方等を検討していく必要があります。

政策4 自然環境と調和した暮らしのできるまち
 施策4-① 豊かな自然環境を大切にはぐくむまち

施策のねらいとこれまでの評価
<p>市民一人ひとりが、身近で豊かな自然を守り、地球環境の保全に関心を持っています。</p> <p>市町合併により、1,000平方キロメートルを超える市域面積を有する本市は、臨海地域から中山間地域まで豊かな自然環境を有し、日常生活や事業活動において、市民は自然から多くの恩恵を受けており、市民の自然環境に対する満足度も高くなっています。しかしながら、我々のライフスタイルは、地球規模の温暖化問題、資源問題、生態系への影響など自然環境に対して多くの負荷をかけている状況にもあります。</p> <p>こうしたことから、地球環境への負担を軽減するために、また、私たちを包む身近な自然環境を保全し、その豊かさ、恩恵を後世に引き継ぐために、市民、事業者、民間の団体、行政が、それぞれの役割に応じた一体的な取組を進めていきます。</p> <p>加えて、こうした自然環境の保全等とともに、再生可能エネルギーの効果的な利用など、豊かな自然に賦存する環境資源の活用を積極的に図っていきます。</p>

施策の成果指標		
成果指標	指標の方向性	理由
山口市の自然環境に満足している市民の割合	見直し	環境部門全体の枠組みの中で、施策での配分や基本事業、事務事業の組み立ての見直しを検討する必要があります。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 環境保全意識の啓発

環境保全や地球温暖化防止のための啓発活動を行うとともに、海岸や里山の自然環境の保全や、地域での清掃活動など身近な生活環境の保全に関わる活動の参加を促していくことで、市民の環境保全意識の向上を図ります。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民や事業者が自然環境を大切に生活や行動をしています。	環境に優しい行動をしている（環境活動に参加している）市民の割合	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる成果向上の必要があるため。

(02) 地球温暖化防止の推進

COP21での「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」の策定など、地球温暖化対策は大きな動きを見せており、温室効果ガスの削減や適応策の推進など、国や地方自治体には、さらなる取組の強化が求められています。市民や事業者を巻き込んだ普及啓発を行うとともに、省エネルギーの推進や化石燃料依存度を減らす取組を実践していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民や事業者が地球温暖化に向けた取り組みを実践しています。	ISO14001等を取得している事業所数	見直し	認証取得事業所数は目標値を達成しており、取組の普及が進んでいるため。今後は、当該取組も含め、温暖化防止に係る多様な取組の実施状況等を反映した成果指標を設定することが適当であると考えられるため。
	温暖化防止を意識して生活している市民の割合	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる成果向上の必要があるため。

(03) 地球にやさしいエネルギー対策の推進

エネルギー自給率の改善や温室効果ガスの排出削減など、国のエネルギー政策の動向を注視する中で、市として一定の役割を果たしていくとともに、太陽光や森林資源等を再生可能エネルギーに転換することで、新たな経済的な価値等を創出し、地域の活性化を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
地球環境に配慮した再生可能エネルギーが効果的に活用されています。	地球にやさしいエネルギー（再生可能エネルギー）を設置または設置を予定している市民の割合	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる成果向上の必要があるため。

施策4-② 循環型社会の形成をめざし、廃棄物を減らすまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標 達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
循環型社会の形成をめざし、廃棄物を減らすまち	リサイクル率（熱回収を含む）	%	26.3	30.4	35.0	中	(資源循環推進課) ●市ウェブサイトや市報等を活用し、ごみ分別の啓発を図るとともに、家庭、事業者向けのパンフレットやごみカレンダーを作成し、ごみの減量化・適正排出の推進を図ってきました。 ●資源物の排出機会の拡大のため、資源物ステーションの施設を整備しました。 ●再使用を目的とした、フリーマーケットやリサイクル講座を開催しました。	(資源循環推進課) ●平成27年度のリサイクル率は、30.4%と基準値と比べると4.1ポイント上昇しています。不燃物中間処理センターの新設による埋立ごみの減少や、焼却灰のセメント原料化等再資源化の取組によるものと考えられます。 ●ごみの排出量は目標値には達成していませんが、基準値と比べ14,509トン減少しています。これは、啓発活動や減量化推進活動による成果と考えられます。	(資源循環推進課) ●引き続きリサイクル向上のため廃棄物の資源化を積極的に行い、ごみの減量化推進、資源化の啓発を進めていきます。 ●リサイクル啓発のイベントや出前講座を行うほか、ごみの排出から最終処分までについての環境学習を継続して実施する必要があります。
	家庭や事業所から出たごみの量（資源物を除く）	トン	80,609	66,100	56,600	中			
1 ごみ排出量の抑制	1人1日当たりごみ排出量(集団回収を含む)	kg/人	1,357	1,085	1,000	高	(資源循環推進課) ●家庭から排出される生ごみを処理するため、生ごみ処理機等購入された市民に対し、補助金を交付しました。 ●廃棄物処理に対する意識啓発の推進を図るため、各種団体の自主的な資源回収に対し、回収量に応じた奨励金を交付しました。 ●事業系ごみの適正処理を目的に、不燃ごみの搬入制限を行いました。 ●事業系ごみの資源化・適正搬入を推進するため、事業者が搬入する一般廃棄物の組成調査を実施するとともに、搬入物の検査を実施し、分別・適正排出の指導を行いました。	(資源循環推進課) ●1人1日当たりのごみ排出量は、平成27年度実績値1,085gと基準値と比較すると272g減少しています。家庭系・事業系ともに基準値と比べ減少していることから、ごみ処理適正化の推進が図られているものと考えられます。 ●家庭系、事業系ともに目標値には達成していませんが、発生抑制、搬入制限等によりごみの減量化は図られています。	(資源循環推進課) ●引き続きごみ排出量の抑制、適正処理を推進するため、生ごみ処理機、資源物回収への支援が必要です。 ●事業系ごみの減量、適正処理を図るため、事業者から排出される搬入物の検査を継続して実施するとともに、搬入制限の見直しが必要と考えます。
	家庭系ごみ排出量	トン	52,263	48,425	45,000	中			
	事業系ごみ排出量	トン	37,223	26,744	23,000	高			
2 リサイクルの推進	分別・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	87.6	85.8	95.0	低	(資源循環推進課) ●市のごみの量や処理方法についてわかりやすく解説した「あいらぶ山口」を作成し、市内の小学4年生に教材として配布しました。 ●各地区自治会や市内の大学生などを対象にエコ出前講座や分別説明会を開催し、市民に分別・リサイクルについて啓発を図りました。 ●「まちづくりアンケート」を実施し、市民の皆様が分別・リサイクルに取り組んでいる割合を調査しました。	(資源循環推進課) ●平成27年度の分別・リサイクルに取り組む市民の割合は、85.8%と基準値と比べると1.8ポイント下降していますが、多くの市民の方に御協力いただいています。 ●家庭から排出される資源物の混入割合は、ごみの分別指導等の実施により、可燃ごみ、不燃ごみともに減少しています。 ●ごみ排出量に対する資源物の割合は、12.1%と基準値と比べると2.3ポイント上昇しています。	(資源循環推進課) ●今後も市民及び事業者に対し、分別説明会や分別指導を実施し、ごみ減量化を推進する必要があります。 ●市ウェブサイトや市報等を活用し、市民及び事業者に対し分別・リサイクルについて啓発活動を実施する必要があります。
	資源物の混入割合（可燃、家庭系）	%	19.0	13.3	10.0	中			
	資源物の混入割合（不燃、家庭系）	%	9.7	8.2	5.0	中			
	ごみ排出量に対する資源物の割合	%	9.8	12.0	17.0	中			
3 ごみの適正処理	ごみ処理・収集1トン当たりコスト（可燃）	円/t	46,511	38,205	31,000	中	(資源循環推進課) ●ごみ処理の収集・処理に係る経費の削減及び収集作業の効率化を図るため、一部を委託事業とし、経費の削減を図りました。 ●市民、事業者に対し、ごみの排出量やごみの収集・処理に係る経費を理解していただき、ごみ処理手数料の改定を行いました。 ●市内一部地域の廃棄物処理を他市に委託していましたが、本市で対応できるよう調整しました。	(資源循環推進課) ●ごみ収集の効率化及び経費の削減を図るため、収集業務の一部を民間に委託しました。 ●合併前まで、一部地域の廃棄物を他市に委託をしていた処理業務を廃止し、本市において処理できるよう体制を整備し、ごみ処理経費の削減を図りました。	(資源循環推進課) ●ごみの収集・処理を効率的かつ効果的な体制整備を構築するため、市民サービス、コスト削減、施設の長寿命化を図り、収集、処理の適正な体制整備について検討する必要があります。 ●ごみを排出される市民及び事業者にも、ごみの収集・処理の現状を御理解いただき、適正な排出者負担について、検討する必要があります。
	ごみ処理・収集1トン当たりコスト（不燃）	円/t	47,845	155,411	128,000	低			
	ごみ処理・収集1トン当たりコスト（資源）	円/t	47,156	41,713	35,000	中			

施策のねらいとこれまでの評価

ごみの量を減らし、資源化を進め、適正に処理することで、環境にやさしいまちになっています。

本市のごみ総排出量については、市ウェブサイトや市報等での啓発により、ごみ減量の効果が出てきている状況にあります。事業系ごみについては、搬入制限等の実施により、ごみ適正処理の効果が出てきている状況にあります。また、資源物については、市民のリサイクル意識が高どまりつつあります。

ごみの組成調査からは、紙類などリサイクルできる資源物の割合が高く、また、資源物の中にも異物が混入していることから、市民、事業者のリサイクルへの参加意識や分別の精度を高めていくとともに、資源物の排出機会の拡大等を図っていきます。

また、ごみの適正処理を進めるにあたり、施設の維持管理について、安定した廃棄物処理を継続的に行うため、効率的かつ効果的な改良工事を行い、処理施設の整備を進め、国の推進する地球温暖化対策を講じるとともに、施設の延命化を図ります。

市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「みんなで作る循環型都市やまぐち」の実現を目指し、限りある資源を有効活用し、環境負荷の小さい循環型都市を構築するため、市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量・資源化に取り組んでいきます。

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
リサイクル率(熱回収を含む)	継続	循環型社会形成を目指す廃棄物減量の基本的な指標であり、更なる向上の必要があるため。
家庭や事業所から出たごみの量(資源物を除く)	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) ごみ排出量の抑制

事業者のごみは、総排出量の約4割を占めており、ごみの組成調査から紙類などリサイクルできる資源物の割合が高いなど、事業者のごみ減量は施策への貢献度も高いため、更なる成果向上を目指し事業を展開していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民や事業所は、なるべくごみを出さない、つぐらないようにしています。	1人1日当たりごみ排出量(集団回収を含む)	継続	循環型社会形成を目指す廃棄物減量の基本的な指標であり、更なる向上の必要があるため。
	家庭系ごみ排出量	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。
	事業系ごみ排出量	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。

(02) リサイクルの推進

資源物の総排出量の約4割が資源物ステーション(資源物拠点回収施設)に排出されており、市民のニーズも高い施設であり、リサイクルを推進するうえで貢献度も高いことから、既存施設の充実を図るとともに、より効果的な資源回収について検討します。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民や事業所によりごみの分別がなされ、リサイクルや資源化が進んでいます。	分別・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	継続	循環型社会形成を目指す廃棄物減量の基本的な指標であり、更なる向上の必要があるため。
	資源物の混入割合(可燃、家庭系)	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。
	資源物の混入割合(不燃、家庭系)	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。
	ごみ排出量に対する資源物の割合	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。

(03) ごみの適正処理

ごみ処理関連施設の整備については、既存施設の延命化を図り安定的な稼働を維持しながら、ごみの種類及び排出量の把握により事業者の排出者責任の明確化を図り、焼却不適物の混入の検査等を実施することにより、ごみの適正処理及び事業者のごみ減量を進めます。また、ごみの排出に伴う収集量・処理経費等の現状を分析し、適正な排出者負担について検討します。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
ごみが安全に適正かつ効率的に処理されています。	ごみ処理・収集1トン当たりコスト(可燃)	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。
	ごみ処理・収集1トン当たりコスト(不燃)	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。
	ごみ処理・収集1トン当たりコスト(資源)	継続	現計画では目標値を達成できていないことから、更なる向上の必要があるため。

施策4-③ 汚水を適切に処理し、水環境を守るまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
汚水を適切に処理し、水環境を守るまち	汚水衛生処理率	%	76.6	90.1	90.5	高	(上下水道局政策管理室) ●汚水衛生処理率、河川におけるBODの平均値については、下水道事業の整備の進捗や汚水処理施設の機能の向上等により、目標値を達成しています。	(上下水道局政策管理室) ●汚水衛生処理率、河川におけるBODの平均値については、水洗化人口の増加や汚水処理施設の機能向上といった成果が現れており、引き続き、取り組んでいきます。	(上下水道局政策管理室) ●目標値を達成している指標については、引き続き向上を目指し、取り組んでいきます。 ●河川等の水がきれいになったと思う市民の割合については、左記のとおり主眼に基づく指標となっており、適切な指標であるとはいえないため、新たな指標の設定について検討する必要があります。
	河川におけるBODの平均値	mg/l	1.0	0.9	1.0	高	●河川等の水がきれいになったと思う市民の割合については、汚水処理の進捗や機能向上により基準値は達成し続けているものの、市民アンケートの結果により、毎年、目標値に対して上下する状況にあります。	●河川等の水がきれいになったと思う市民の割合については、汚水処理による水質改善とは別の観点で、晴天による藻類の繁茂や取水期の水貯留による河川・池沼の汚濁といった場合も多々見られることから、水質環境の向上が直接に反映されない恐れがあります。	
	河川等の水がきれいになったと思う市民の割合	%	69.4	79.1	80.0	高			
1 公共下水道の整備	公共下水道汚水処理人口普及率	%	56.9	63.9	64.6	高	(下水道整備課) ●「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する」という公共下水道の事業目的を達成するため、各処理区において、管渠や処理場等の施設整備を進めました。また、合流区(小郡処理区)における水質改善のため、平成21年度に「山口市小郡処理区合流式下水道緊急改善計画」を策定し、当該計画に基づき、平成25年度までに、高効率施設や雨水分離削清等の整備を完了させています。	(下水道整備課) ●公共下水道汚水処理人口普及率は、目標値に向かい向上していますが、近年、国の交付金がマイナスシリングとなっており、計画的な整備が難しくなっています。しかしながら、整備が遅れが生じている山口処理区の大内地区や川西処理区については、早期の整備を達成する必要があるため、国に対し、予算措置要望を行い、予算確保に努めます。	(下水道整備課) ●秋穂処理区や小郡処理区につきましては、施設整備が概ね完了したところですが、山口処理区や川西処理区においては、現事業計画区域内の整備にも今後数年を要す見通しとなっており、全体計画区域内の整備となると、さらに相当年数を要することとなるため、国への予算措置要望と併せて、経済的かつ効率的な整備計画を検討し、早期整備に向け取り組んでいきます。
	合流区における放流水のBOD平均値	mg/l	75.2	19.0	40.0	高			
2 農業・漁業集落排水施設の整備	農業・漁業集落排水施設の汚水処理人口普及率	%	4.5	5.3	5.6	高	(農林整備課) ●山口地域、秋穂地域、徳地地域の3地域で、合計9箇所の農業集落排水施設を整備しています。 ●H21～H22に秋穂西地区、H24～H26には大海地区、H27～H28の予定で仁保中郷、下郷地区の機能強化工事を実施しています。	(農林整備課) ●平成23年に新たに川西2期地区の供用開始以降、成果指標である集落排水施設の汚水処理人口普及率は5%を超えているが、目標値達成には至っていません。 これは、汚水処理人口普及率が、処理告示区域内人口を行政区内人口で除する算出方法のため、集落排水を処理する区域内人口の減少率が、本市全域の人口減少率を上回っていることが影響します。	(農林整備課) ●新規接続を希望される方について、いずれの下水管も上流から下流まで一律に余裕があるわけではないため、接続箇所によって、可否の判定を行っています。当初の建設負担を支払い、権利はあるものの未だ接続されていない方、空家となり下水を利用しなくなったが将来的には利用したいと思われる方など、参加型事業特有の権利調整も必要になってくると考えています。
3 水洗化の促進	公共下水道の水洗化人口	人	98,194	118,692	116,838	高	(下水道普及課) ●新たに公共下水道を整備する地域の市民に対し、事前説明会を開催し、接続義務についての説明や融資あっせん制度の周知を行いました。 ●供用開始から2年程度経過しても未接続の市民に対しては、個別訪問等により指導を行いました。	(下水道普及課) ●公共下水道に接続するためには個人の費用で排水設備を設置する必要がありますが、高齢や経済的な理由等で接続が困難な方が一定数存在します。 ●普及促進活動により、水洗化率は着実に向上しています。しかしながら下水道処理区域は毎年拡大しており、新たに処理区域となった地域においては、当初は全員が未接続であるため、新規の整備状況によっては一時的に3年経過後の未接続率の指標が低下する可能性があります。	(下水道普及課) ●普及促進活動の実施により、供用開始からの経過年数に比例して水洗化率は着実に向上していますが、今後も下水道の処理区域は毎年拡大していくことから、引き続き普及促進に取り組んでいく必要があります。
	公共下水道の水洗化率	%	91.8	96.1	97.0	高			
	処理区域告示3年経過後の未接続率	%	3.8	3.4	2.6	低			
4 合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率	%	19.9	23.7	24.5	高	(下水道普及課) ●10人槽以下の合併処理浄化槽の設置者(個人)に対して、設置費用の一部について補助金を交付しました。 ●市報やラジオ、対象地域のイベント等において、補助制度の周知等、普及啓発を行いました。	(下水道普及課) ●平成2年度の補助制度創設以来、これまで約1万基以上の補助を行い、個別処理区域(下水道等の集合処理区域外の区域)における合併処理浄化槽の設置は着実に進んでいます。 しかしながら、個別処理区域の人口減少や、下水道の新規整備による個別処理区域の減少(下水道の処理区域となった区域内の浄化槽は指標の対象とならない)等により、全人口に対して浄化槽人口の割合が少なくなり、指標が低下する可能性があります。 ただしこの指標が低下しても、それ以上に下水道の普及率が増加するため、市全体の汚水処理人口普及率は着実に向上しています。	(下水道普及課) ●今後も個別処理区域における合併処理浄化槽の普及に向けて、引き続き補助制度の周知等、設置促進に取組むことが必要です。
5 単独都市下水路の整備	地区整備要望件数	件	2	1	1	高	(下水道整備課) ●合併に伴う当該事業の対象地域見直し等の必要性から、実施要領を改正し、平成22年4月から新たに「山口市ミニ下水道整備事業実施要領」を施行しております。	(下水道整備課) ●平成22年4月以降、これまでに、累計で6件の水路整備を行いました。現在は、秋穂地区における「日地下水路」の整備を平成22年度から進めております。	(下水道整備課) ●地事業との住み分け等についての調整、検討は必要であるものの、引き続き、地域の円滑な雨水排除と生活環境の向上を図ることを目的として、地元要望に基づき、事業を推進してまいりたいと考えております。
6 施設等の適切な維持管理	放流水質のBOD基準達成率	%	100.0	100	100.0	高	(下水道施設課) ●計画的な汚水処理施設の改築工事や修繕工事を実施し、汚水処理施設の機能確保に努めてきました。	(下水道施設課) ●改築工事等の実施により機能確保が図られており、適切な運転管理によって良好な処理水質が確保されていることから、毎年、目標値100%を維持し続けています。	(下水道施設課) ●引き続き、汚水処理施設の機能が十分発揮できるよう、適切な維持管理に努めていきます。
	処理水量に対する不明水量の割合(公共下水道のみ)	%	20.7	18.6	15.0	中	(下水道施設課) ●管渠の補修や計画的な管更正により、不明水量の解消に向けて取り組んでいます。	(下水道施設課) ●不明水は、管渠の老朽化による雨水や、地下水等の浸入が考えられます。管路調査や補修等をさらに努めていく必要があります。	(下水道施設課) ●引き続き、「山口市下水道管路施設維持管理計画」に基づき、管路内調査や雨水・地下水流入箇所等の補修等を実施し、不明水の減少に努めます。
	下水道管路施設保守・清掃の年次進捗率	%	4.7	75.1	100.0	中	(下水道普及課) ●公共下水道に関しては、建設後30年を経過している管路施設(ヒューム管・陶管)を中心とした「管路清掃」と「管路調査」、また農業・漁業集落排水施設等については、「管路清掃」を中心とした施設の維持管理を、平成22年度に策定した実行計画(第一次)に基づき、計画的に実施してきました。	(下水道普及課) ●平成23年度から順次管路調査や清掃等を行い、平成27年度の実績値は75.1%と順調に進捗しています。管路調査や清掃を行うことで、施設を健全な状態に保持することができ、一定の成果は出ていますが、未調査地域の管路調査や清掃すべき区域がまだ残っています。	(下水道普及課) ●下水道管路施設については、施設の老朽化が今後も進んでいくことから、安定的な下水道サービスを提供し続けるために、さらに管路調査や清掃等の事業を継続していく必要があります。 ●管路施設は年々古くなり、老朽管が増加します。管路施設を健全に維持管理していくためには調査や清掃の業務を繰り返し実施する必要がありますが、単独に進捗率を指標とすることには課題があるため、新たな指標を検討する必要があります。

施策のねらいとこれまでの評価

<p>適切に汚水を処理して、海や川の水をきれいにし、市民は衛生的で快適な生活を送っています。</p> <p>1市4町合併後に策定した山口市汚水処理施設整備構想のもと、公共下水道事業（吉敷、宮野、平川、大内、嘉川、小郡、秋穂）や農業集落排水事業（嘉川、佐山）の整備を進め、また、集合処理の区域外の地域には合併処理浄化槽の設置に対する補助制度により水洗化を進めてきたところであり、汚水衛生処理率は平成18年度末の76.6%から平成23年度末の84.9%（平成27年度末の90.1%）へと向上しているところです。一方で社会全体が人口減少となる中、宅地造成等で局所的な人口増加がみられるなど本市の実情に対応した汚水処理の整備手法を設定する必要性や、適切な使用料改定による持続可能な経営基盤の確立が求められます。</p> <p>こうしたことから、今後は社会変化に対応した汚水処理体系を再構築していくことを念頭に、施設整備にあたっては長期的な視野のもと、汚水の集合処理と個別処理のいずれか適正な手法を選択した上での水洗化の推進、また、施設の維持管理にあたっては、維持管理経費の縮減に努めるとともに、適正な使用料水準を設定することで、本市財政への負担を軽減していきます。</p>
--

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
汚水衛生処理率	継続	本指標は本市全体の汚水処理の状況を表す数値として重要であり、引き続き、向上を図っていく必要があるため。
河川におけるBODの平均値	継続	本指標は各汚水処理整備による河川の浄化の達成度合いを示す指標であり、引き続き、維持する必要があるため。
河川等の水がきれいになったと思う市民の割合	見直し	本指標は主観による数値であり、施策への取組を客観的に示す数値となっていないことから、新たな指標について検討する必要があるため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 公共下水道の整備
 公共下水道の整備にあたっては、国の下水道予算や本市の財政状況を考慮する中で、年度ごとに整備を優先すべき施設を検討し、後年度の企業債等の償還も考慮した事業量とするなど、これまで以上に効率的な整備を行っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
計画区域内の市民や事業者が污水管に接続できます。合流区における放流水質が改善されます。	公共下水道汚水処理人口普及率	継続	施設整備は順調に進んでいるが、計画的に事業を推進するためには指標による進捗管理が必要なため。
	合流区における放流水のBOD平均値	継続	合流改善事業の実施により、目標値40.0mg/lを達成しているが、継続的な水質監視が必要なため。

(02) 農業・漁業集落排水施設の整備
 本市の農業・漁業集落排水事業は、平成23年度の農業集落排水事業の川西2期地区整備の供用開始をもって、計画事業の整備を完了しました。今後は、施設の更新が控えていることから、引き続き適切な維持管理に努めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
計画区域内の市民や事業者が污水管に接続できます。	農業・漁業集落排水施設の汚水処理人口普及率	継続	平成27年度末で目標値の5.6%を0.3%下回っており、更なる向上の必要があるため。

(03) 水洗化の促進

従前からの文書による通知、電話・戸別訪問などによる普及促進に加え、処理告示から3年以内の未接続者を重点的な啓発対象として取り組んでいきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
公共下水道等の処理区域内における未接続者が減少し、水洗化が進んでいます。	公共下水道の水洗化人口	廃止	人口減少社会に移行した中で、水洗化率で評価することが適切と考えられるため。
	公共下水道の水洗化率	継続	更に向上させていく必要があるため。
	処理区域告示3年経過後の未接続率	廃止	接続率（＝水洗化率）の指標があるため。

(04) 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽の普及促進については、人口減少社会を迎える中において、地域の実状に応じた効率的な生活排水処理の手法の一つとして、その役割はますます重要になってきており、制度の拡充や新たな課題への取組みについて検討していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
計画区域外で合併処理浄化槽を設置する世帯が増えています。	合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率	見直し	下水道処理区域が拡大すると、浄化槽区域（個別処理区域）が減少し、数値が下がる可能性がある等、評価が難しい指標であるため。

(05) 単独都市下水路の整備

公共下水道事業計画区域外（都市計画区域内）における生活排水の滞留解消や円滑な雨水排除を行うために公共用水路の整備を進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
公共下水道の未整備地域（都市計画区域内）の水路の水が流れやすくなっています。	地区整備要望件数	継続	これまでの事業実施により目標値を達成しているものの、継続的な指標管理が必要なため。

(06) 施設等の適切な維持管理

常時、目標値を達成しており高い水準を維持していることから、現行の施設管理の事務事業を今後も引き続き展開していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
下水道施設等の機能が適切かつ安定的に維持管理されています。	放流水質のBOD基準達成率	継続	汚水処理施設の機能の状況を表す数値として客観的な指標であり、今後とも維持していく必要があるため。
	処理水量に対する不明水量の割合（公共下水道のみ）	見直し	下水道管渠の状況を示す指標であるが、単純に管渠の老朽化等の状況を示す数値ではないため、新たな指標の設定について検討する必要があるため。
	下水道管路施設保守・清掃の年次進捗率	見直し	施設の維持管理は、繰り返し継続すべきものであり、ゴールがないため、維持管理の評価としては新たな指標を検討する必要があると考えるもの。

施策4-④ 衛生的で快適な生活環境のまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標 達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
衛生的で快適な生活環境のまち	快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	%	63.5	74.3	75.0	高			
1 生活公害対策の推進	生活公害に関する苦情処理件数	件	209	192	190	高	<p>(環境衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活公害の解消に向け原因者への指導や協力依頼を行いました。 ●必要に応じ、地域と連携して啓発看板の貸与や啓発チラシの回覧、広報により普及啓発を行いました。 ●不法投棄防止のため、地域との連携により啓発看板の設置や環境美化協力員によるパトロールを実施しました。 ●関係機関と連携し、大気汚染防止の啓発を行いました。 ●環境保全や環境美化等に関する意識啓発のため、地区清掃活動の支援や、ふしの川水系クリーンキャンペーンを実施しました。 ●浄化槽の法定検査受検率向上を図るため、未受検者に対して文書による催告を行いました。 ●浄化槽の法定検査を受検されたものの不適正と判定された方に対して、改善するよう指導を行うとともに、改善報告をされない方に対しては、訪問指導を行いました。 	<p>(環境衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活公害に関する苦情件数はこれまで減少傾向にありましたが、平成27年度は増加しました。 ●生活公害に関する苦情は、法で規制できるものは少なく、協力を依頼するだけの対応となる事例が多いため、根本的な解決に繋がりにくい傾向があります。 ●不法投棄については、人目のつかない山中にされることが多いため、なかなか発見ができず未然に防ぐことが困難となっています。 ●野焼きについては、法の例外規定で認められるものもあり、苦情の根本的な解決が難しい状況となっています。 ●空き地の適正管理について、地域の過疎化や高齢化、人間関係の希薄化に伴い、苦情や相談が増加する傾向が見られます。 ●浄化槽の法定検査については、文書催告の実施により受検率の向上を図ることができましたが、まだ十分ではありません。 	<p>(環境衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活公害は生活に身近なものが多く、市民一人ひとりの一層のモラルの向上や環境意識の向上が必要です。 ●不法投棄を減らすため、これまでの取組に加え、警察等、関係機関とのさらなる協力が必要です。 ●空き地について、管理者に対しては適正管理をするよう啓発を行う必要があります。 ●浄化槽の法定検査について、重要性、必要性が市民に浸透していないので、継続して普及啓発する必要があります。
2 ペットの適正飼育の促進	狂犬病予防注射接種率	%	84.6	85.0	85.0	高	<p>(環境衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市報掲載や動物愛護団体と連携により、適正飼養に関するマナー・モラルの向上にむけた啓発を実施しました。 ●獣医師会と連携し、市内各所で注射会場を設け集合注射を実施しました。また、6月末までに注射未実施の犬には、飼い主へ再通知を行い注射の実施を促しました。 ●ペットの苦情の中で、特に猫に関する苦情が多いため猫と接するためのルール等を記載した「猫の適正飼養等ガイドライン」を策定し、市内全戸へ配布しました。また、苦情の主な原因となっている飼い主のいない猫を対象とした不妊・去勢手術費の助成制度を創設しました。 	<p>(環境衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●狂犬病予防注射の接種は市内各所での集合注射の実施、未実施飼い主への再通知により接種率向上につながっています。 ●ペット、特に猫による糞尿被害等の苦情や相談は多様化、深刻化する傾向にあり、飼い猫の不適正な飼養や飼い主のいない猫への無責任な餌やり、野良猫の増加が主な要因と考えられます。 	<p>(環境衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●狂犬病予防注射接種率100%を目指し、獣医師会や動物愛護団体等の関係団体と連携し、新たな接種率向上の施策の検討が必要です。 ●野良猫の増加や様々な苦情等の根本的な原因は、飼い猫の飼い方にあり、飼い主に対し、猫の適正飼養を広く推進することが重要であり、飼い主のいない猫への不適正な餌やりの防止や頭数を減少させていく事も含め、ガイドラインに沿った一層の適正飼養やマナーの向上を図る必要があります。 ●人と猫が快適に共生できるまちを目指し、関係団体等と連携強化し地域猫活動やTNR活動に関する普及啓発を推進する必要があります。
	猫の引き取り数	匹	411	412	331	—			
	ペットに関する苦情処理件数	件	50	36	40	高			

政策4 自然環境と調和した暮らしのできるまち
 施策4-④ 衛生的で快適な生活環境のまち

施策のねらいとこれまでの評価

生活公害を防ぎ、安全で快適な、人にやさしい生活環境となっています。

「快適な生活環境が整っていると思う市民の割合」は年々向上していますが、ライフスタイルの多様化により、ペット問題、不法投棄、野焼き等様々な苦情相談が寄せられています。

生活公害は地域住民に密着した問題であり、これらを迅速、適正に解決することはもちろんのこと、地域の清掃活動の支援体制の強化や、環境に対する各種啓発活動を通じて、市民一人ひとりの環境に対するモラルの向上、更には、地域における環境美化の推進を図っていきます。

不法投棄については、件数は減少傾向にあるものの、依然後を絶たない状況にあることから、引き続き、環境美化協力委員や地域との連携により監視体制の強化を図っていきます。

また、ペットの適正飼養についても、動物愛護団体等と連携した啓発活動の展開や、市報やホームページ等への啓発記事の掲載を通じて、飼養者のモラルの向上に努めるとともに、特に猫に関する苦情相談件数が多いことから、「猫の適正飼養等ガイドライン」に沿った適正飼養やマナー向上の普及啓発に努めていきます。

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	見直し	環境部門全体の枠組みの中で、施策での配分や基本事業、事務事業の組み立ての見直しを検討する必要があるため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 生活公害対策の推進

生活公害は地域住民に密着した問題であり、これらを迅速、適正に解決するとともに、市民の環境意識を高めるために、地域の清掃活動の支援体制の強化や、環境に対する各種啓発活動に力を入れていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民や事業者の生活公害に対する意識が高まっており、生活公害が少なくなっています。	生活公害に関する苦情処理件数	継続	現計画では概ね目標値を達成していますが、継続して取り組む必要があるため。

(02) ペットの適正飼育の促進

飼い犬に関しては民間の動物愛護団体の協力を得て、狂犬病予防接種会場において適正飼養の啓発活動を実施し、飼い主のモラルの向上に繋がっています。一方、飼い猫や野良猫の糞尿被害などに関する苦情相談件数が増加傾向にあることや、猫の引き取り数が多く、ほとんどが殺処分に繋がっていることから、引き取り数の削減、ひいては殺処分ゼロを目指して「猫の適正飼養等ガイドライン」に沿った適正飼養やマナー向上の普及啓発に努め、地域や関係機関と連携した対応を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
適正にペットが飼育、管理されています。	狂犬病予防注射接種率	継続	現計画では目標値を達成していますが、継続して取り組む必要があるため。
	猫の引き取り数	見直し	事業の成果を的確に把握する必要があるため。
	ペットに関する苦情処理件数	継続	現計画では目標値を達成していますが、継続して取り組む必要があるため。

施策5-① 暮らしやすく、美しい都市環境のまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値(H27)	目標値(H29)	目標達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
暮らしやすく、美しい都市環境のまち	調和や秩序がとれたまちになっていると思う市民の割合	%	73.8	87.4	維持	高			
1 適正かつ合理的な土地利用の推進	用途地域内において、有効に利用されていない土地の割合	%	19.0	16.8	17.0	高	(都市計画課) ●平成24年5月に策定した「山口市都市計画道路見直し基本方針」に基づき、計画決定から30年を経過した未着手の路線等について、将来都市像を踏まえ、上位計画との整合や道路ネットワーク、交通機能、市街地形成機能等の観点から必要性を検証し、都市計画道路網の見直しを行いました。 ●社会経済情勢の変化や土地利用における課題に対応するため、平成26年8月に「用途地域等見直し基本方針及び指定基準」を策定し、山口市計画区域内の用途の一斉見直しに取り組んでいます。 ●本市の将来都市構造である「重層的集約型都市構造」の具現化に向け、居住や都市機能の立地誘導に係る取組を一体的・総合的に推進するため、「山口市立地適正化計画」の策定に取り組んでいます。	(都市計画課) ●用途地域内において有効に利用されていない土地の割合は、少しずつではありますが指標値が向上しており、着実に用途地域内の土地利用が進んでいると考えられます。	(都市計画課) ●立地適正化計画の策定や特定用途制限地域等による土地利用規制・誘導施策により、更なる用途地域内の有効な土地利用の推進に努めています。
	住居表示実施率	%	26.0	52.3	48.6	高	(生活安全課) 山口市住居表示整備計画に基づき、吉敷、宮野、小郡、大内地区について住居表示を実施しました。	(生活安全課) 毎年、住居表示を実施しており、目標は達成しています。住居表示の実施により、誰にでも分かりやすい住所となり、訪れる方の利便性が向上しました。	(生活安全課) 法務局が実施する平成31年度予定の山地番解消にあわせ、平成30年度までは住居表示を実施していく予定ですが、以降については、実施について検討の必要があります。
2 潤いのある緑環境の創出	公園が利用しやすいと思う市民の割合	%	67.7	75.9	75.0	高	(都市整備課) ●「公園リフレッシュ整備事業」や「草山公園整備事業」により、公園施設のバリアフリー化や長寿命化、トイレの設置、園路舗装等を行ってきました。 ●公園の適正な維持管理を行ってきました。	(都市整備課) ●当該事業により成果は向上しており、平成27年度における「公園が利用しやすいと思う市民の割合」は75.9%で、目標値を達成しています。	(都市整備課) ●引き続き都市公園の適切な維持管理に努めるとともに、バリアフリー化を推進していく必要があります。
3 良好な景観の形成	景観やまちなみに満足している市民の割合	%	70.6	82.6	85.0	高	(都市計画課) ●景観上影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物・工作物の建築等や開発行為等について、景観法に基づく届出制度により、本市の景観形成基準に沿ったものとなっているか内容を確認し、緩やかな規制・誘導を図っています。 ●本市の魅力的な景観を発見し市内外に広く発信するため、景観写真コンテストを実施しました。 ●表彰制度の活用やシンポジウム等の開催により、市民や事業者の景観に対する意欲向上・意識啓発に取り組んでいます。 ●山口市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置許可を行っています。	(都市計画課) ●景観やまちなみに満足している市民の割合は82.6%と、基準値から10ポイント以上向上し、目標値まであとわずかとなっております。	(都市計画課) ●本市の良好な景観を維持・形成していくため、地域住民等と一体となった景観づくりに優先的に取り組んでいく、景観形成重点地区の指定に取り組んでいく必要があります。 ●市独自の屋外広告物条例の制定(現在は県条例のみ)により、本市の景観まちづくりに合わせたきめ細かな屋外広告物規制が可能となると考えています。
4 中心市街地活性化の推進	来街者数	人	54,252	47,883	54,000	低	(中心市街地活性化推進室) ●「中心市街地活性化計画策定・推進事業」により、第2期中心市街地活性化基本計画(平成26年～30年度)のフォローアップの実施や中心市街地の状況把握のための調査、中心市街地活性化協議会や国との調整を行いました。また、区域内の道路等が未整備で、かつ住宅等の老朽化や空家化、空地化が進む構造的な課題の解決に向け、自治会関係者等で組織する山口市住宅市街地整備推進協議会の意見も踏まえ、整備計画及び事業計画の策定等を行いました。 ●「中心市街地活性化対策事業」により、民間と連携して中心市街地活性化に資する事業の取り組みを進めるとともに、中心市街地の集客数向上のために、広報誌「くる～ニャッ! やまぐち」を年1回発行し、中心市街地の魅力や資源、官民連携による取り組み等を市民へ情報発信しました。 ●「中心市街地活性化人材育成事業」により、中心市街地内で事業を営まれている方や今後まちづくりの担い手となる方が、個々の魅力を向上させ、地域内のネットワークが強化されることで、中心市街地全体の魅力向上や次世代の人材確保が図られるよう、年1回講演会を開催し、若手経営者らが多く参加されました。	(中心市街地活性化推進室) ●「来街者(商店街等通行量)」は昨年度に比べ850人減少、「中心市街地内の人口」は昨年度に比べ86人減少しており、いずれの成果指標も、現時点では目標値を達成していません。これは、都心居住を促し、来街者の増加を図る事業の一つである「優良建築物等整備事業(中市町1番地区)」の竣工が、平成27年12月であったこと、及び他の共同施設整備事業が進行中であることから、事業効果の発現が平成28年度以降となる見込みであるためです。	(中心市街地活性化推進室) ●今後、主要事業の完了を見据え、イベント支援、空き店舗対策等、中心市街地に賑わいをもたらす事業の継続的実施を検討する必要があります。
	中心市街地内の人口	人	3,968	4,176	4,309	中	●「中心市街地核づくり推進事業」では、中市町1番地区及び米屋町東地区において実施された民間主導による共同施設整備(商業施設、共同住宅等)に対して、街なか居住の推進、防災性向上、にぎわい創出等の観点から、国の支援制度である優良建築物等整備事業を活用して支援を行いました。また、黄金町地区において実施されている組合施行による共同施設整備(商業施設、公益施設、駐車場、共同住宅等)に対して、街なか居住の推進、防災性向上、にぎわい創出等の観点から、都市再開発法に基づく第1種市街地再開発事業を活用して支援を行いました。		
5 優良な宅地の整備	用途地域内における開発面積(10年間の累計:H20～H29)	m ²	96,736	875,403	900,000	高	(開発指導課) ●条例で住宅における敷地面積の最低限度を、用途地域外では大きく規定しました。	(開発指導課) ●順調に成果は向上しており、用途地域外での開発抑制に寄与していると考えられます。	(開発指導課) ●平成28年度中には目標値を達成する見込みですが、今後もコンパクトシティ実現に向け取り組んでいきます。
6 市営住宅による定住促進	都市核及び周辺の既成市街地内での市営住宅整備戸数	戸	152	228	232	高	(建築課) ●小郡地域都心居住プロジェクト推進事業において、小郡地域の老朽化した8住宅を小郡都市核へ借上型住宅として集約の上で整備し、平成28年2月に供用を開始しました(新山口市営アパート:41戸、大正町市営アパート:35戸)。	(建築課) ●小郡地域都心居住プロジェクト推進事業で予定していた住宅の整備により、目標をほぼ達成しました(計画戸数:80戸→整備戸数:76戸)。	(建築課) ●整備が完了したことにより、今後は都心居住の推進のため、適正な入居管理を進めていきます。

施策のねらいとこれまでの評価
<p>調和がとれ、地域にあった暮らしやすく魅力あるまちになっています。</p> <p>都市部から農山漁村地域に至る広大な市域を有する本市においては、これまで都市の一体性の確保を図る中で、都市部における都市基盤等の整備を通じたまちの賑わいの創出や、各地域の特性に応じた居住環境の形成等の都市環境づくりを進め、調和や秩序がとれたまちなみに対する満足度についても継続的な向上が図られているところです。</p> <p>今後、人口減少や少子高齢化が更に進展することが見込まれる中で、適正かつ合理的な土地利用の促進を通じて、都市拠点や地域拠点への機能集積、そして、機能的な交通ネットワークの構築を通じて、拠点間の連携、補完を図り、効率的で暮らしやすい、集約型の都市構造の形成を推進していきます。</p> <p>中でも、広域的な求心力を発揮し、地域経済を牽引することのできる都市拠点の形成を図るため、既存ストックの有効活用や都市機能の計画的な誘導等を通じて、都市核の更なる機能強化を図っていきます。また、各地域の特性を生かした良好な景観づくりともあわせて、農林漁業などの生産活動の場の保全等を図っていくなど、将来にわたり持続可能な都市づくりを一層推進していきます。</p>

施策の成果指標		
成果指標	指標の方向性	理由
調和や秩序がとれたまちになっていると思う市民の割合	継続	現計画では目標値を達成しているが、継続して取り組む必要があるため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 適正かつ合理的な土地利用の推進

地域の特性に応じた拠点の形成や集約型の都市構造の形成に向け、用途地域の見直し等を通じて、都市機能等の計画的誘導や生産・自然環境の保全活用の方向性を定め、市域全体でバランスのとれた土地利用を進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
用途に応じた適正な土地利用が進んでいます。	用途地域内において、有効に利用されていない土地の割合	継続	現計画では目標値を達成しているが、継続して取り組む必要があるため。
	住居表示実施率	見直し	実施について、今後検討の必要があるため。

(02) 潤いのある緑環境の創出

既存の公園施設の老朽化に伴う維持補修や更新など、適正な維持管理を行っていく中で、施設の長寿命化を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
緑に親しみ、安らぎが感じられる環境になっています。	公園が利用しやすいと思う市民の割合	継続	現計画では目標値を達成しているが、継続して取り組む必要があるため。

(03) 良好な景観の形成

山口市景観形成基本方針のもと、景観計画の推進や景観形成活動に対する支援、情報発信等を通じて、全市的に各地域の特性を生かした景観づくりを進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民の景観意識が高まり、良好な景観が保全、創出されています。	景観やまちなみに満足している市民の割合	継続	現計画では目標値を少し下回っていることから、目標達成のため継続して取り組む必要があるため

(04) 中心市街地活性化の推進

これまでの取組みの評価を踏まえ、今後は、民主導の各種取組みへの支援等を通じて中心市街地の活性化を図っていくとともに、中心市街地をはじめ、湯田、亀山、大殿等のエリアを包括的に捉え直し、既存ストックの有効活用を図っていく中で、都市核の機能強化を図っていきます。また、小郡都市核においては、リーディングプロジェクトであるターミナルパーク整備を通じて新山口駅周辺の市街地形成を促していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
中心市街地が利便性の高いまちになり、人が集まり、にぎわっています。	来街者数	継続	現計画で目標値を達成する見込みだが、次期計画においても更なる向上の必要があるため。
	中心市街地内の人口	継続	現計画で目標値を達成する見込みだが、次期計画においても更なる向上の必要があるため。

(05) 優良な宅地の整備

区画整理事業地の販売を促進していくとともに、用途地域内への開発誘導を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
快適な住環境が確保され、土地の有効利用がなされています。	用途地域内における開発面積(10年間の累計:H20～H29)	見直し	小郡駅前第三土地区画整理事業が完了したこと等から、指標(目標、成果)を見直す必要があるため。

(06) 市営住宅による定住促進

都市核及び周辺の既成の市街地内の定住促進に向けて、借上型市営住宅制度を活用しながら整備を進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市営住宅への入居により定住が促進されています。	都市核及び周辺の既成市街地内での市営住宅整備戸数	見直し	都心居住プロジェクトにおける市営住宅の整備が完了したため。

施策5-② 快適な道路交通網が整ったまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標 達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
快適な道路交通網が整ったまち	道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	77.6	79.2	80.0	中			
	市内での車の移動が円滑であると思う市民の割合	%	70.4	80.9	74.0	高			
1 生活道路の整備	生活道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	73.5	73.4	75.0	高	(道路河川建設課) ● 市道橋の整備や地元要望に基づく生活道路の拡幅、待避所設置、交差点改良、舗装改良工事に取り組んできました。 (都市整備課) ● 「湯田温泉周辺地区整備事業」については、湯田温泉周辺の生活道路の整備・拡幅を行いました。	(道路河川建設課) ● 市道橋として祖父第2橋、桜木大橋及び氷上橋が完成し、生活道路改良事業として、毎年30路線程度を工事着手しています。 ● 生活道路は、地元要望路線であるにも関わらず、地元工事説明会を開催すると地権者及び関係者など地域の中で調整が取れておらず、測量設計に入れない場合があります。 (都市整備課) ● 湯田温泉周辺地区内における生活道路の利便性・安全性が向上しました。	(道路河川建設課) ● 西開作下向山中線(前田橋)では、橋梁の位置について地元の意見が分かれており、また県道や県河川等との関連により、設計までにある程度の期間を要することが懸念されます。 (都市整備課) ● 特に無し
2 幹線道路の整備	幹線道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	81.7	84.9	85.0	高	(道路河川建設課) ● 遍明院峠線道路改築事業、御堀平井線道路改築事業、平井西岩屋線道路改築事業及び道路整備計画道路改良事業に取り組んできました。 (都市整備課) ● 東山通り下矢原線街路整備事業については、当該道路の用地取得や道路改良工事を行っています。	(道路河川建設課) ● 氷上橋歩道橋や遍明院峠線、御堀平井線、国木線など道路整備計画路線が完成し、平井西岩屋線やその他道路整備計画路線も着実に完成に向け工事が進んでいます。 (都市整備課) ● 東山通り下矢原線については、本年6月に一部供用を開始しており、本年度事業が完了する予定であることから、目標を達成する見込みです。	(道路河川建設課) ● 東畑線において、現在、阿東東中学校付近の改良を行っていますが、その後、国道9号交差点部については地権者関係により休止状態に入っています。 (都市整備課) ● 東山通り下矢原線街路整備事業については、本年度事業完了となりますが、その他路線の渋滞が課題として考えられます。
3 道路環境の整備	歩道の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	61.9	66.3	65.0	高	(道路河川建設課) ● 道路バリアフリー化事業、下恋路歩道橋設置事業及び東津橋歩道橋建設事業等により、歩行者、自転車の安全で快適な通行を確保し、高齢者、障がい者等だれもが安心して通行できる歩行空間を確保する工事に取り組んできました。	(道路河川建設課) ● 下恋路歩道橋、東津橋歩道橋、大塚橋歩道橋が完成し、また一本松朝倉線ほか8路線の歩道整備が完了しました。	(道路河川建設課) ● 要望路線等もまだ残っており、地元調整が終わった路線から年次的に歩道整備等を行っていく必要があります。
4 道路・橋梁の維持管理	道路の破損等に起因して発生した事故件数	件	8	3	5	高	(道路河川管理課) ● 市道パトロールや市民の皆様からの通報など、市道の緊急を要する危険箇所を整備しました。	(道路河川管理課) ● 現状がほぼ十分であり、改善が多く望めない要望箇所があります。	(道路河川管理課) ● 経年劣化による修繕箇所が増加しており、施設の長寿命化を図る中で経年劣化施設への対応を行う必要があります。
	補修等要望件数に対する道路補修件数の割合	%	89.5	86.8	100.0	低			
5 広域道路網の整備	国道・県道の整備状況について満足であると思う市民の割合	%	90.1	89.0	90.0	高	(道路河川建設課) ● 国・県に対しまして国道・県道及び高規格道路等の要望を行い、これら路線に関連する市道等の整備に取り組んできました。 ● 中国縦貫自動車道の湯田パーキングエリアと市内幹線道路を結ぶスマートインターチェンジ連結申請書を国に提出し、連結許可を受けました。	(道路河川建設課) ● 国道9号は国の小郡改良事業で4車線化となり、市として県に要望を行ってきた県建設事業の山口宇部道路、由良インターチェンジのフル化及び小郡ジャンクションが完成し、供用開始されました。 ● 国道9号小郡改良事業に関連し、昭和通り国森線、古林町長谷線、柳井田江良線及び長谷新排水路、山口宇部道路建設事業に関連し、仁保津釜ヶ淵線等の整備を行いました。 ● (仮称)湯田PAスマートインターチェンジ整備に向け、地元の皆様と調整を行っており、平成29年度までには測量設計及び用地取得を行う予定です。	(道路河川建設課) ● 地域からの国道・県道改修要望路線の事業の遅れや未着手の箇所がまだ多くあり、引き続き国や県に事業促進及び早期事業化の要望を行う必要があります。 ● (仮称)湯田PAスマートインターチェンジについて、用地及び周辺整備等に関して、地元の皆様と調整を行う必要があります。

施策のねらいとこれまでの評価
<p>道路利用者が目的地まで迅速に、快適に移動することができます。</p> <p>これまで都市の骨格づくりとして都市拠点や地域拠点の形成やネットワーク機能を担う道路網等の整備を進め、道路の整備状況に対する市民の満足度は目標値に対して高い水準で推移しています。一方で、幹線道路(※①)に比べ、身近な生活道路(※②)や歩道の整備状況に対する満足度は依然やや低い水準となっています。</p> <p>こうした中で、国県とも連携を図る中で、市域内外の活発な経済活動や交流を促すために、広域幹線道路網や都市拠点等の形成を支える路線の整備促進を図るとともに、急速な高齢化の進展等も踏まえ、身近な生活道路の改良や安心、安全な歩行空間の確保など、人にやさしい道路環境の整備を推進していきます。</p> <p>あわせて、今後老朽化が進む道路や橋梁についても、適正な維持管理に取り組み中で長寿命化を図ってまいります。</p>

施策の成果指標		
成果指標	指標の方向性	理由
道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	継続	交通状況等を背景に整備すべき路線がまだ多くあり、更なる向上の必要があるため
市内での車の移動が円滑であると思う市民の割合	継続	交通状況等を背景に整備すべき路線がまだ多くあり、更なる向上の必要があるため

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 生活道路の整備

円滑な車の離合や緊急車両の通行等に支障をきたす狭隘な道路や行き止まりの解消など、市民の生活環境を更に高めていくために、生活道路の改良を地域と共有する中で進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
道路利用者が、生活道路を安全快適に通行することができます。	生活道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	継続	狭隘な道路など、整備すべき路線がまだ多くあり、更なる向上の必要があるため

(02) 幹線道路の整備

集約型都市構造の形成の推進等を踏まえ、都市拠点や地域拠点の形成を支える路線等の整備を推進していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
道路利用者が、幹線道路を安全快適に移動することができます。	幹線道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	継続	山口市道路整備計画に基づく未整備路線がまだ多くあり、更なる向上の必要があるため

(03) 道路環境の整備

今後、急速に高齢化が進展し、また、子どもたちの登下校中の交通安全対策等も問題となっている中、歩行者や自転車利用者への安全性や快適性に配慮した、誰もが安心、安全に通行できる歩行空間等を確保していくことの重要性が高まってきており、歩道の整備やバリアフリー(※③)化など、人にやさしい道路環境づくりを推進していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
歩行者が、安全で快適に通行できる歩道等が確保されています。	歩道の整備状況について満足であると思う市民の割合	見直し	歩行者だけでなく自転車利用者にも配慮した道路環境整備を進める必要があるため

(04) 道路・橋梁の維持管理

既存の道路や橋梁の老朽化に伴う適正な維持補修や更新などを通じて施設の長寿命化を図る中で、経年化資産への対応を図ってまいります。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
道路、橋がきちんと維持、管理されています	道路の破損等に起因して発生した事故件数	継続	現計画では目標値を達成しているが、更なる向上の必要があるため
	補修等要望件数に対する道路補修件数の割合	廃止	指標として適切でないため

(05) 広域道路網の整備

市域内外の経済活動の活性化や交流の促進を図るために、中国自動車道湯田パーキングエリアへのスマートインターチェンジの設置等に向けた取組みを進めてまいります。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
道路利用者が、目的地へ迅速に移動することができます。	国道・県道の整備状況について満足であると思う市民の割合	見直し	引き続き、国・県への要望活動を行う必要があるため指標を継続。また、事務事業の成果を示す指標について検討する必要があるため。

用語解説	※①幹線道路	: 本計画では国道・県道を除く市道について、主要集落を連結する幅員の広い道路のことを幹線道路と呼んでいます。
	※②生活道路	: 本計画では国道・県道を除く市道について、幹線道路以外の道路のことを生活道路と呼んでいます。
	※③バリアフリー	: 障がい者や高齢者が生活・行動する上で、妨げとなる障壁(バリア)をなくして、安心して暮らせる環境をつくることです。

施策5-③ 市民の生活を支える公共交通が整ったまち

施策	成果指標名	単位	基準値	実績値 (H27)	目標値 (H29)	目標 達成度	これまでの主な取組	主な成果/目標を達成できない要因	積み残し課題
市民の生活を支える公共交通が整ったまち	公共交通機関の利便性に満足している市民の割合	%	41.2	48.4	55.9	中			
1 交通結節点機能の強化	鉄道駅等の交通結節点における乗り継ぎの利便性等の満足割合	%	50.7	51.0	70.0	低	(交通政策課) ●「交通結節点整備事業」により、バス停の整備及び維持管理を行い、交通機関間の乗り換えの利便性の向上を図りました。 ●乗り継ぎしやすいダイヤや路線の設定、わかりやすい交通情報等の提供を行いました。 ●「新山口駅ターミナルパーク整備事業」により、橋上駅舎、南北自由通路、駅前広場等の基盤整備を進め、交通機関間の乗り換えの利便性や快適性の向上など、交通結節点機能の強化を図りました。	(交通政策課) ●交通結節点における乗り継ぎの利便性等の満足割合は、基準値から横ばいの状況が続いています。マイカー社会の進展に伴い、公共交通の利用者が減少することにより、路線の廃止や減便に繋がっていることが大きな要因であると考えます。	(交通政策課) ●交通結節点における乗り継ぎの利便性向上を図るためには、引き続き交通結節点となるバス待合環境の整備に努めるとともに、乗り継ぎしやすいダイヤや路線の設定、わかりやすい交通情報等の提供を行っていく必要があります。 ●「新山口駅ターミナルパーク整備事業」は、平成31年度末の完了を予定しており、引き続き整備基本計画に基づき、基盤整備を進めていきます。
2 利便性の高い基幹交通ネットワークの構築	バスの利便性について満足であると思う市民の割合	%	37.2	43.4	55.0	中	(交通政策課) ●「幹線バス確保維持事業」により、基幹交通に位置づける赤字バス路線を運行するバス事業者に対し、運行欠損金の補助や利用負担金を支出し、赤字バス路線が維持され、住民の日常生活に欠かせない移動手段の確保を図りました。	(交通政策課) ●バスの利便性の満足度は、基準値と比較して6.2ポイント増加しています。新山口駅と市中心部を結ぶ基幹路線において等間隔ダイヤが充実された反面、利用者が少ない路線において廃止や減便が行われました。 ●鉄道の利便性の満足度は、基準値と比較して4.3ポイント増加しています。新山口駅は、山陽新幹線、山陽本線、山口線、宇部線が結節しており、乗り継ぎがスムーズにできるダイヤの設定などの鉄道の利便性向上に向け、引き続きJR西日本に要望していきます。 ●バス利用者数は、基準値と比較して約17万人減少しています。マイカー社会の進展に伴い、利用者が減少していると考えます。 ●JR駅乗降者数は、基準値と比較すると横ばいとなっています。マイカー社会の進展に伴い、利用者が増加しないものと考えます。	(交通政策課) ●マイカー社会の進展に伴い、公共交通を取り巻く環境はより厳しさを増しており、公共交通の利用者が減少することにより、路線の廃止や減便に繋がっている状況です。 しかしながら、公共交通は通勤・通学、買い物などの日常生活における移動手段として必要不可欠なものです。また、現在、車で移動されていても、高齢になり車の運転が不安となった場合に公共交通に転換されることを考えると、将来にわたり公共交通を維持していくことが必要です。
	鉄道の利便性について満足であると思う市民の割合	%	45.1	49.4	55.0	中			
	公共交通機関利用者数（バス利用者〈市内〉）	万人	250	233	265	低			
	公共交通機関利用者数（JR駅乗降者数〈市内〉）	万人	508	508	550	低			
3 地域にふさわしい交通のしくみの構築	市内の移動を不便に感じている市民の割合	%	41.6	41.9	35.0	低	(交通政策課) ●「コミュニティバス実証運行事業」により、大内ルート、吉敷・湯田ルートにおいてコミュニティバスの実証運行を行い、効果を検証しました。 ●「コミュニティタクシー運行促進事業」により、地域が主体となり運行するコミュニティタクシーの運行主体に財政支援を行い、また交通事業者と行政も地域とともに持続性の高い運行について協議し、改善を図りました。 ●「グループタクシー利用促進事業」により、人口密度が低く高齢化が進むなどによりコミュニティタクシーの運行が困難な公共交通不便地域にお住まいの高齢者の方にタクシー利用券を交付し、日常生活に必要な最低限の移動手段を確保し、移動負担の軽減を図りました。	(交通政策課) ●市内の移動を不便に感じている割合は、基準値と比較すると0.3ポイント増加しています。利用者が少ないバス路線の減便が行われ、不便さを感じるという悪循環を引き起こしていると考えます。 ●コミュニティバスの利用者数は、基準値と比較すると33,562人と減少しています。マイカー社会の進展に伴い、利用者が減少していると考えます。 ●コミュニティタクシー、グループタクシーの利用者数は、基準値と比較すると38,361人増加しています。グループタクシーについては、制度改革を行い利用者が増えたものと考えます。 ●地域勉強会、啓発事業等開催回数については、基準値と比較すると36回増加しており、コミュニティ交通を運行中の地域においては、よりよい運行ができるよう支援しています。	(交通政策課) ●市民交通計画において、コミュニティ交通は地域が主体となって整えることとしていることから、行政主体で行っているコミュニティバスについては、地域の交通需要に応じた適切な交通体系に移行する必要があります。 ●地域内交通については、地域に最適な移動手段を地域とともに考え、取り組んでいくこととしています。
	コミュニティ交通の利用者数（コミュニティバス）	人	167,914	134,352	180,000	低			
	コミュニティ交通の利用者数（コミュニティタクシー、グループタクシー）	人	3,268	42,129	50,600	高			
	地域勉強会、啓発事業等開催回数	回	28	64	120	中			

施策のねらいとこれまでの評価

車に乗らない人でも移動しやすく、公共交通機関の利便性が高いまちになっています。また、新山口駅周辺が便利になり、広域経済活動等の拠点となっています。

基幹交通とコミュニティ交通の機能分担のもと、これまでバス路線の新設等の基幹交通の充実や、地域主体のコミュニティタクシーの運行などコミュニティ交通の体系づくりを進め、公共交通機関の利便性に対する満足度については概ね順調な推移が見られているところです。一方で、交通結節点の利便性や、コミュニティ交通に比べ基幹交通に対する満足度はやや低い水準で推移している状況にあります。

こうした中で、引き続き、基幹交通とコミュニティ交通の機能分担、相互の連携・補完を基本に施策を展開していく中で、広域的な求心力を発揮する集約型の都市構造の形成等を踏まえ、都市拠点間においては、既存の鉄道及び道路網を活用したダブルトラック機能による公共交通の強化を図り、都市拠点間の一体性を高めていきます。また、JR 新山口駅周辺においては、本市及び山口県の玄関口として、更なる利便性等の向上をめざし、駅を含めた交通結節点の機能を高める基盤整備を推進していきます。

あわせて、コミュニティ交通体系の構築をはじめ、地域、交通事業者、行政との連携強化を通じた各種取組みにより、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築していきます。

施策の成果指標

成果指標	指標の方向性	理由
公共交通機関の利便性に満足している市民の割合	継続	施策の効果を把握するにあたり、適切な指標であるため。

施策を実現する基本事業の取組の方向性等

(01) 交通結節点機能の強化

広域的な経済活動や交流を支える交通結節機能の強化を図るため、新山口駅ターミナルパーク整備の推進を通じて、広域交通ターミナル機能の整備や交通交流拠点へのアクセス性、利便性の向上を図っていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
乗り継ぎ、乗り換えが便利で、円滑に移動できます。	鉄道駅等の交通結節点における乗り継ぎの利便性等の満足割合	継続	基本事業の効果を把握するにあたり、適切な指標であるため。

(02) 利便性の高い期間交通ネットワークの構築

市域内外の交流を促進させていくために広域交通ネットワークの構築や、都市拠点や地域拠点間、特に、山口、小郡両都市核間の鉄道、バスの基幹交通の充実や利用促進に向けた取組みを交通事業者との連携のもと進めていきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
公共交通機関を利用して、目的地まで円滑、迅速に移動できます。	バスの利便性について満足であると思う市民の割合	継続	基本事業の効果を把握するにあたり、適切な指標であるため。
	鉄道の利便性について満足であると思う市民の割合	継続	基本事業の効果を把握するにあたり、適切な指標であるため。
	公共交通機関利用者数(バス利用者<市内>)	廃止	事務事業の成果指標であり、基本事業の成果指標としては適切ではないため
	公共交通機関利用者数(JR駅乗降者数<市内>)	廃止	事務事業レベルの成果指標であり、基本事業の成果指標としては適切ではないため

(03) 地域にふさわしい交通のしくみの構築

コミュニティタクシーとグループタクシーを柱に、各地域の特性やニーズに応じたよりふさわしい移動手段を確保していきます。

ねらい	成果指標	指標の方向性	理由
市民、事業者、行政が協働し、地域の特性やニーズにあった効率的で利便性の高い移動手段が、誰にとっても確保されています。	市内の移動を不便に感じている市民の割合	見直し	現指標は、まちづくりアンケートのコミュニティ交通の利便性満足度の調査に基づいて算出していることから、成果指標名を「コミュニティ交通の利便性について満足であると思う市民の割合」と見直す必要があるため
	コミュニティ交通の利用者数(コミュニティバス)	廃止	事務事業の成果指標であり、基本事業の成果指標としては適切ではないため
	コミュニティ交通の利用者数(コミュニティタクシー、グループタクシー)	廃止	事務事業の成果指標であり、基本事業の成果指標としては適切ではないため
	地域勉強会、啓発事業等開催数	廃止	事務事業の成果指標であり、基本事業の成果指標としては適切ではないため